

平成 2 1 年度実績評価書

平成 2 2 年 7 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成20年12月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成20年12月に、基本計画に基づき、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成21年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成22年度政策評価の実施に関する計画」（平成22年3月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成21年度実績評価計画書」において示した30の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行い、評価結果を明らかにするとともに、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものである。

【凡例】

1 達成度の評価の基準について

達成

指標をすべて達成していると認められるもの

おおむね達成

指標をすべて達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

達成が十分とは言い難い

指標をすべて達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分程度と認められるもの

2 認知件数等について

認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

3 刑法犯及び特別法犯について

刑法犯

交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯

「覚せい剤取締法」、「軽犯罪法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「出入国管理及び難民認定法」に規定する罪等、上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・・ 1
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動の強化・・・・・・・・・・ 6
- 業績目標 3 少年非行の防止・・・・・・・・・・ 8
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護・・・・・・・・・・ 12
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持・・・・・・・・・・ 16
- 業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保・・・・・・・・ 19
- 業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止・・・・・・・・・・ 23

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化・・・・・・・・・・ 25
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化・・・・・・・・・・ 28
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・ 31
- 業績目標 4 振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動
の強化・・・・・・・・・・ 38
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進・・・・・・・・・・ 41
- 業績目標 6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施・・・・・・・・・・ 47

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化・・・・・・・・・・ 50
- 業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化・・・・・・・・・・ 55
- 業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化・・・・・・・・ 59
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化・・・・・・・・・・ 63
- 業績目標 5 犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・ 68

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保・・・・・・・・・・ 73
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止・・・・・・・・・・ 76
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通
秩序の確立・・・・・・・・・・ 78
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少・・・・・・・・・・ 81
- 業績目標 5 道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 84

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧・・・・・・・・・・ 90
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処・・・・・・・・・・ 94
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施・・・・・・・・・・ 98
- 業績目標 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の
未然防止及びこれらの事案への的確な対処・・・・・・・・・・ 102

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援
の充実・・・・・・・・・・ 105

基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪
の抑止・・・・・・・・・・ 111

基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上

- 業績目標 1 警察行政の電子化の推進・・・・・・・・・・ 116

基本目標 1 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数</p> <p>達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声かけ等前兆事案への対処事例）</p> <p>達成目標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進する（強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声かけ等前兆事案への的確な対処）。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	刑法犯認知件数
	参考指標	防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数、構成員数等）
	参考指標	防犯教室開催数
	参考指標	スクールサポーター数
	参考指標	子ども110番の家講習開催数
業績目標達成のために行った施策	<p>子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業による自主防犯活動の支援拡大</p> <p>活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」推進事業を全国800地区で実施し、20年度に引き続き、子どもの安全確保のための活動への支援を事業の重点として、パトロールに必要な装備品の貸与等を行った。</p> <p>防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進</p> <p>警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約680団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワー</p>	

クづくりを推進した。

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に地方警察官の増員を行い、声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（先制・予防的活動）に専従する「子ども女性安全対策班」を全国の警察本部に設置した。

法務省から提供を受けた子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者情報の活用

法務省から子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、出所者の改善更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、再犯の防止等に活用した。17年6月の運用開始から22年3月末までに711人分の出所者情報の提供を受けている。

携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進

地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話電子メール、ウェブサイト等、様々な手段及び媒体を用いて提供した。

防犯性に優れた共同住宅（防犯優良マンション）の普及の促進

防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション又は防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進した。22年3月末現在、防犯優良マンション制度は21都道府県で、防犯モデル駐車場制度は10都府県で整備されている。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（C P 部品）の普及に努め、22年3月末現在、17種類3,988品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

21年度中の主な街頭犯罪（注1）の認知件数は78万1,700件と、20年度に比べ、4万4,225件（5.4%）減少し、また、21年度中の主な侵入犯罪（注2）の認知件数は17万264件と、20年度に比べ、8,531件（4.8%）減少した。

注1：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい

注2：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件）（注3）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
主な街頭犯罪	1,206,628	1,055,787	924,895	868,860	825,925	781,700
主な侵入犯罪	313,061	272,727	229,490	199,820	178,795	170,264

（22年4月生活安全企画課作成）

注3：21年度は暫定値

以上から、業績指標については、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去5年間の減少傾向を維持するという目標を達成した。

< 参考指標 > 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数（件）（注4）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
刑法犯認知件数	2,454,959	2,220,894	2,018,418	1,888,301	1,794,432	1,670,944

（22年4月生活安全企画課作成）

注4：21年度は暫定値

< 参考指標 > 防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数、構成員数等）

防犯ボランティア団体数及び構成員数

	17年末	18年末	19年末	20年末	21年末
団体数(団体)	19,515	31,931	37,774	40,538	42,762
構成員数(人)	1,194,011	1,979,465	2,342,279	2,501,175	2,629,278

(22年5月生活安全企画課作成)

【事例】

- ・ 毎週土曜日の夜間、犯罪多発地域等を重点に車両による防犯パトロールを行った結果、パトロールを実施した地域における21年中の刑法犯認知件数が前年比約3割減少した(岡山)。
- ・ 自転車盗の被害防止を図るため、中学生及び高校生のボランティア団体が、駅前等での鍵かけキャンペーンや学校での集会等を利用した生徒への呼びかけ等を行った結果、当該地域における21年中の自転車盗認知件数が前年比約2割減少した(石川)。

業績指標 : 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進状況(強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声かけ等前兆事案への対処事例)

1 強姦、強制わいせつ等の認知件数

21年度中の強姦の認知件数は1,351件と、20年度に比べ、166件(10.9%)減少し、また、21年度中の強制わいせつの認知件数は6,611件と、20年度に比べ、396件(5.7%)減少した。

さらに、21年度中の略取誘拐(注5)の認知件数は153件と、20年度に比べ、9件(5.6%)減少した。

注5: 略取誘拐の認知件数には、人身売買の認知件数を含む。

強姦の認知件数(件)(注6)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
強姦	2,216	2,013	1,934	1,755	1,517	1,351

(22年4月生活安全企画課作成)

注6: 21年度は暫定値

強制わいせつの認知件数(件)(注7)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
強制わいせつ	8,928	8,709	8,343	7,550	7,007	6,611

(22年4月生活安全企画課作成)

注7: 21年度は暫定値

略取誘拐の認知件数(件)(注8)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
略取誘拐	319	255	178	217	162	153

(22年4月生活安全企画課作成)

注8: 21年度は暫定値

2 声かけ等前兆事案への対処事例

【事例】

- ・ 駅から帰宅途中の女性が見知らぬ男につきまといわれ、腕をつかまれるなどの被害が連続発生したため、子ども女性安全対策班員を派遣して過去の事案を集約分析した上、所要の捜査を実施して被疑者を特定し、暴行罪で検挙した(静岡)。
- ・ 女子児童が見知らぬ男に声をかけられ、口の中に指を入れられる被害が連続発生したことから、子ども女性安全対策班員を派遣して現場付近の警戒を実施中、女子児童に近づこうとしている不審な男を発見して事情聴取したところ、犯行を認めため、兵庫県迷惑防止条例違反の被疑者として検挙した(兵庫)。
- ・ 小学校から、「下校途中の女子児童に対する声かけ事案が頻繁に発生している」との相談が寄せられたことから、子ども女性安全対策班員を

派遣して通学路の警戒を実施中、手配に類似する男を発見して事情聴取したところ、声かけ行為を認めため、指導・警告を実施し、その後も署と連携して引き続き警戒に努めた（埼玉）。

以上から、業績指標 については、強姦、強制わいせつ等の認知件数が減少し、また、声かけ等前兆事案への的確な対処がなされていることから、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進するという目標を達成した。

< 参考指標 > 防犯教室開催数

防犯教室開催数

	19年度	20年度	21年度
開催校数	約20,000	約21,000	約17,000
開催回数	約25,000	約27,000	約24,000

（22年5月生活安全企画課作成）

< 参考指標 > スクールサポーター数

スクールサポーター数

	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月
スクールサポーター数	423	510	545	576

（22年5月少年課作成）

< 参考指標 > 子ども110番の家講習開催数

子ども110番の家講習開催数

	20年度	21年度
講習実施回数	約500	約450
参加者数	約19,000	約19,000

（22年5月生活安全企画課作成）

評価の結果

業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」を達成したと認められる。しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、21年度中は約167万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。
また、強姦、強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・平成21年の犯罪情勢（22年5月警察庁）
- ・子ども女性安全対策班の活動状況について（21年10月広報資料）
- ・自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について（22年3月広報資料）
- ・子どもを犯罪から守る施策に関する実態調査結果について（22年5月警察庁資料）
- ・スクールサポーター制度の導入状況について（22年4月警察庁資料）

評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	生活安全企画課

基本目標 1 業績目標 2 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保
業績目標	地域警察官による街頭活動の強化
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化、通信指令機能の強化等により、地域警察官による街頭活動の一層の推進を図る。
業績指標及び達成目標	<p>業績指標 指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合</p> <p>達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況
業績目標達成のために行った施策	<p>パトロールの強化 「繁華街等における街頭活動の強化について」(平成20年6月9日付け警察庁内地発第17号)等に基づき、20年度に引き続き、都道府県警察に対し、繁華街、駅等の地域において、犯罪が多発している時間帯に重点を置いたパトロールを強化するとともに、地域住民の安心感を醸成するための「見せるパトロール」を実施するよう指示した。</p> <p>職務質問技能指導者等の指定及び育成 「職務質問技能伝承の効果的推進について」(平成20年4月18日付け警察庁内地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)等に基づき、全国の都道府県警察本部に職務質問指導班を設置するとともに、20年度に引き続き、地域警察官の職務質問技能伝承体制の拡充整備を推進した。</p> <p>交番相談員の増配置 平成22年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、22年4月1日現在、21年4月に比べ約60人の増員が行われた。</p> <p>また、「交番相談員運営要綱の改正について」(平成20年1月17日付け警察庁乙生発第1号)により交番相談員の職務範囲が拡大されたことを踏まえ、20年度に引き続き、交番相談員による通学路等における子どもの見守り等の活動を推進した。</p> <p>通信指令機能の強化 携帯電話、IP電話及び直収電話(注1)からの110番通報において、通報者の音声通話と同時に通報者の位置情報が通知される位置情報通知システムの整備を推進した。</p> <p>注1：直収電話とは、NTT東日本及びNTT西日本の固定電話以外の固定電話をいう。</p>
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) 業績指標 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合</p> <p>21年度中の刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、41万6,444人のうち34万5,389人(82.9%)で、20年度と同じであった。</p>

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合（注2）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総検挙人員（人）	469,889	463,793	464,597	447,408	416,608	416,444
うち地域警察官による検挙人員（人）	379,512	379,677	385,850	371,938	345,321	345,389
占める割合（％）	80.8	81.9	83.1	83.1	82.9	82.9

（22年4月地域課作成）

注2：21年度は暫定値

以上から、業績指標 については、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について過去5年間並の高水準を維持するという目標を達成した。

< 参考指標 > 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況

地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員（人）（注3）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
刑法犯	327,690	325,073	324,611	310,169	287,182	285,359
特別法犯	51,822	54,604	61,239	61,769	58,139	60,030
計	379,512	379,677	385,850	371,938	345,321	345,389

（22年4月地域課作成）

注3：21年度は暫定値

評価の結果

業績指標 については目標を達成したことから、業績目標である「地域警察官による街頭活動の強化」を達成したと認められる。

「社会意識に関する世論調査」（平成22年1月内閣府調査）によると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は25.2%となっており、前年調査に比べ7.6ポイント減少しているものの、治安に対する国民の不安が十分に払しょくされたとはいえず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動の強化を引き続き推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。
また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組みを強力に推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・平成21年中における地域警察官による刑法犯等検挙の概況（22年4月警察庁資料）
- ・携帯電話、IP電話等からの110番通報における位置情報通知システムの運用について（22年3月広報資料）

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

政策所管課

地域課

基本目標 1 業績目標 3 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注1）、不良行為少年の補導人員、少年相談受件数）</p> <p>注1：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。</p> <p>達成目標：刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯少年の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、刑法犯少年については、認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。</p>
	業績指標	<p>指標：非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等）</p> <p>達成目標：非行少年の立ち直り支援を的確に推進する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 非行少年の立ち直り支援の推進状況は、少年非行防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行った施策	<p>刑法犯少年の検挙活動の推進 少年事件捜査に係る研修を行って、少年事件の捜査力の充実強化を図り、刑法犯少年の検挙活動を推進した。</p> <p>不良行為少年の補導活動の推進 不良行為少年に対する助言又は指導を的確に行うことにより、少年非行を防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進した。</p> <p>また、学年末及び新学期の時期に合わせ、不良行為少年の発見・補導活動の強化等を重点推進事項とした「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」（平成21年2月17日付け警察庁丁少発第34号、丁生企発第64号、丁薬銃発第64号）を发出した。</p> <p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進 少年サポートセンターを中心とした関係機関との連携による少年の居場所づくりや立ち直り支援を推進した。</p> <p>非行防止教室等の開催の推進 少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、関係機関と連携した非行防止教室等の開催を推進した。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p>	

(結果)

業績指標 少年非行防止のための取組みの推進状況(刑法犯少年の検挙人員、人口比、不良行為少年の補導人員、少年相談受案件数)

- ・ 21年度中の刑法犯少年の検挙人員は9万616人と、16年度から20年度までの平均検挙人員に比べ2万541人(18.5%)少なかった。

刑法犯少年の検挙人員の推移(注2)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16~20年度 (平均)	21年度
検挙人員 (人)	134,481	119,467	110,966	101,027	89,842	111,157	90,616
凶悪犯	1,531	1,438	1,092	984	975	1,204	892
粗暴犯	11,241	10,353	9,595	9,037	8,450	9,735	7,547
窃盗犯	76,831	68,103	61,569	57,082	52,259	63,169	55,445
知能犯	1,266	1,206	1,177	1,205	1,168	1,204	1,065
風俗犯	368	364	354	343	395	365	420
その他の刑法犯	43,244	38,003	37,179	32,376	26,595	35,479	25,247
少年の割合 (%)(注3)	34.2	31.1	29.2	27.9	26.7	24.0	27.1

(22年4月少年課作成)

注2:21年度は暫定値

注3:「少年の割合」とは、刑法犯の全検挙人員に占める少年の検挙人員の割合をいう。

- ・ 21年度の刑法犯少年の人口比は12.4と、16年度から20年度までの平均値に比べ2.1少なかった。

刑法犯少年の人口比の推移(注4)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16~20年度 (平均)	21年度
人口比	16.8	15.3	14.6	13.5	12.2	14.5	12.4

(22年4月少年課作成)

注4:21年度は暫定値

- ・ 21年中の不良行為少年の補導人員は1,013,840人と、16年から20年までの平均補導人員に比べ411,732人(28.9%)少なかった。

不良行為少年の補導人員の推移(人)

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
総数	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,425,572	1,013,840
喫煙	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	555,770	364,956
深夜徘徊	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	717,678	554,078

(22年5月少年課作成)

- ・ 21年中の少年相談受案件数のうち非行問題については1万3,768件と、16年から20年までの平均受案件数に比べ3,079件(18.3%)少なかった。

少年相談受案件数の推移(件)

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
総数	92,827	90,283	86,926	78,789	75,274	84,820	71,415
うち非行問題	19,315	19,918	16,488	14,794	13,720	16,847	13,768
少年自身	23,201	21,443	19,245	17,965	18,099	19,991	16,565
うち非行問題	1,833	1,974	1,758	1,702	1,425	1,738	1,337
保護者	41,936	40,772	37,744	36,716	34,793	38,392	33,275
うち非行問題	10,784	11,146	7,579	7,179	6,861	8,710	6,972
その他	27,690	28,068	29,937	24,108	22,382	26,437	21,575
うち非行問題	6,698	6,798	7,151	5,913	5,434	6,399	5,459

(22年5月少年課作成)

以上から、業績指標 については、非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が相当数あり、非行に至る前段階でその防止が図られたと考えられ、また、刑法犯少年の検挙人員が16年度から20年度までの平均を下回っており、かつ、非行問題に関する少年相談受理件数も16年から20年までの平均を下回っていることから、少年非行の防止という目標をおおむね達成した。

業績指標 非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関と連携した非行少年の立ち直り支援事例等）

少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の社会参加活動、警察署の道場を開放して地域の少年に柔道や剣道の指導を行う柔剣道教室等のスポーツ活動等、非行少年の立ち直りに資するための活動を推進した。

【事例】

- ・ 保護者の少年に対するかかわりが希薄であることが非行を犯した原因の一つであると考えられる中学生と、不登校で家に引きこもりがちなその兄に対して、少年補導職員による少年や保護者との面接相談や家庭・学校訪問、大学生少年サポーターによる勉学支援・スポーツ交流等、6か月にわたり保護者も含めた立ち直り支援を実施したところ、親子間の関係が改善された（秋田）。
- ・ 府青少年課、市教育委員会と連携し、様々な要因を抱え中学校に登校できない少年を対象に、広大な農地においてさつま芋の収穫体験活動を実施した後、農園関係者を含む参加者全員で収穫したさつま芋を石焼きにして食べながら懇談するなど、農業体験により他人とのコミュニケーションを図る活動を実施したところ、母親に収穫したさつま芋をプレゼントするなど、良好な親子関係が築かれるようになった（京都）。
- ・ 非行歴や補導歴を有する高校中退の少年に対し、立ち直り支援を実施していたが、少年が自ら就労活動への意欲を示したことから、少年とともにハローワークに赴き、同所相談員から稼働条件の確認や履歴書の書き方、面接の受け方等のアドバイスを受けるなど、就労の支援活動を実施したところ、就労活動の大変さを実感し、進学も含めた進路を真剣に検討するようになった（青森）。

少年サポートセンターの設置数（延べ数：注3）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
設置数	181	190	191	192	193	197

（22年5月少年課作成）

注3：4月1日現在の数値。

以上から、業績指標 については、少年サポートセンターが関係機関・団体、ボランティア等と連携して地域の実情に応じ、少年補導職員による保護者も含めた面接相談を実施したり、立ち直り支援を行っている非行少年へ更に就労支援を行ったりするなど様々な立ち直り支援を継続的に実施している。

また、これらの取組みをより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、さらに、少年サポートセンターの設置数も増加していることから、非行少年の立ち直り支援を的確に推進するという目標をおおむね達成した。

< 参考指標 > 14歳から19歳の少年人口

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総計	8,018	7,789	7,624	7,468	7,365	7,300
14歳	1,244	1,215	1,215	1,193	1,211	1,210
15歳	1,267	1,244	1,216	1,214	1,193	1,211
16歳	1,319	1,268	1,245	1,213	1,215	1,194
17歳	1,357	1,320	1,268	1,241	1,215	1,217
18歳	1,383	1,358	1,321	1,282	1,244	1,219

	<table border="1"> <tr> <td>19歳</td> <td>1,448</td> <td>1,384</td> <td>1,359</td> <td>1,325</td> <td>1,287</td> <td>1,249</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(22年5月少年課作成)</td> </tr> </table>	19歳	1,448	1,384	1,359	1,325	1,287	1,249	(22年5月少年課作成)						
19歳	1,448	1,384	1,359	1,325	1,287	1,249									
(22年5月少年課作成)															
評価の結果	<p>業績指標 及び については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「少年非行の防止」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約5倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進する必要がある。</p>														
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立ち直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。</p>														
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>														
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<p>少年非行等の概要(平成21年1～12月)(22年2月広報資料)</p>														
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>														
政策所管課	<p>少年課</p>														

基本目標 1 業績目標 4 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数）</p> <p>達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。</p>
	業績指標	<p>指標：被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）</p> <p>達成目標：被害少年に対する支援を推進する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>福祉犯等の検挙活動の推進 児童買春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを推進した。 児童ポルノ等に係る国際的な情報共有の推進 東南アジア諸国の国家警察代表者等を招へいして東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー等を開催した。 また、児童ポルノ画像を検索するため、国例刑事警察機構（ICPO）の児童ポルノ画像データベースにアクセスできるシステムを導入した。 児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムに基づく施策の推進 インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶するため、21年6月、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の三点を施策の柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進した。 有害環境の浄化活動の推進（インターネット上の有害情報対策の推進等） 21年2月、関係省庁と連携して「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」（平成21年2月10日付け警察庁丙少発第5号、丙情発第4号）を発出し、都道府県警察に対して青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を指示した。 児童虐待等による被害を受けた少年に対する支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等） 少年サポートセンターを中心とした少年補導職員等によるカウンセリング等、被害少年に対する継続的な支援を推進した。</p>	

効果の把握の手法
及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 福祉犯の取締りの推進状況(福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数)

- 福祉犯の検挙件数及び検挙人員は14年度以降減少したものの、17年度に増加に転じ、21年度中の福祉犯の検挙件数は7,909件と、20年度に比べ707件(9.8%)増加し、検挙人員は7,468人と、20年度に比べ347人(4.9%)増加した。
- 21年度中の福祉犯の被害者数は7,319人と、20年度に比べ385人(5.6%)増加した。

福祉犯の検挙状況等(注1)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
検挙件数(件)	6,561	7,099	7,166	7,161	7,202	7,909
検挙人員(人)	5,746	6,279	6,548	6,848	7,121	7,468
被害者数(人)	7,281	7,879	7,317	7,279	6,934	7,319

(22年4月少年課作成)

注1:21年度は暫定値

福祉犯の法令別検挙件数(件)(注2)

法令・違反態様	年					
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総数	6,561	7,099	7,166	7,161	7,202	7,909
未成年者飲酒禁止法	112	116	162	183	177	140
未成年者喫煙禁止法	37	39	61	103	446	872
風営適正化法	511	605	658	631	546	401
売春防止法	205	171	130	112	108	89
児童福祉法	685	759	646	614	437	471
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,823	2,245	2,089	1,877	1,746	2,118
労働基準法	86	106	100	112	87	52
職業安定法	99	89	90	52	61	31
青少年保護育成条例	2,104	2,294	2,700	2,937	2,894	3,121
毒物及び劇物取締法	462	323	247	154	111	94
覚せい剤取締法	263	248	137	148	107	126
出会い系サイト規制法	26	15	60	160	410	319
その他の特別法	148	89	86	78	72	75

(22年4月少年課作成)

注2:21年度は暫定値

福祉犯の法令別検挙人員(人)(注3)

法令・違反態様	年					
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総数	5,746	6,279	6,548	6,848	7,121	7,468
未成年者飲酒禁止法	161	154	240	276	258	171
未成年者喫煙禁止法	39	42	69	125	548	978
風営適正化法	743	889	978	952	819	594
売春防止法	108	117	76	66	57	60
児童福祉法	616	611	522	500	477	458
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,185	1,452	1,412	1,357	1,318	1,551
労働基準法	69	129	102	159	115	60
職業安定法	93	88	88	55	63	38
青少年保護育成条例	1,951	2,193	2,565	2,827	2,786	2,953
毒物及び劇物取締法	424	305	229	166	104	96
覚せい剤取締法	218	202	115	131	95	127
出会い系サイト規制法	24	14	61	156	409	312
その他の特別法	115	83	91	78	72	70

(22年4月少年課作成)

注3：21年度は暫定値

福祉犯被害少年の男女別状況（人）（注4）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総数	7,281	7,879	7,317	7,279	6,934	7,319
男子	1,211	1,277	1,407	1,301	1,560	1,739
構成比	16.6	16.2	19.2	17.9	22.5	23.8
女子	6,070	6,602	5,910	5,978	5,374	5,580
構成比	83.4	83.8	80.8	82.1	77.5	76.2

（22年4月少年課作成）

注4：21年度は暫定値

以上から、業績指標 については、前年度と比べ福祉犯の検挙件数、検挙人員及び被害少年の数がすべて増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標を達成した。

業績指標 被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受案件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）

少年相談受案件数のうち犯罪被害については増減を繰り返しており、21年中は7,618件と、20年に比べ435件(6.1%)増加した。

少年相談受案件数の推移（件）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	92,827	90,283	86,926	78,789	75,274	71,415
うち犯罪被害	7,727	7,576	7,513	7,654	7,183	7,618
少年自身	23,201	21,443	19,245	17,965	18,099	16,565
うち犯罪被害	2,762	2,695	2,444	2,576	2,539	2,592
保護者	41,936	40,772	37,744	36,716	34,793	33,275
うち犯罪被害	2,991	2,909	3,231	3,244	3,019	3,236
その他	27,690	28,068	29,937	24,108	22,382	21,575
うち犯罪被害	1,974	1,972	1,838	1,834	1,625	1,790

（22年5月少年課作成）

【事例】

- ・ 福祉犯被害少年とその保護者に対し、少年サポートセンターの心理職の少年補導職員が長期間にわたり、継続的なカウンセリングや心理教育等の支援を行った。その後、少年は不眠や自傷行為がなくなるなど安定した生活を送るようになった。また、保護者も徐々に落ち着きを取り戻し、家庭環境も改善された（埼玉）。
- ・ 福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員が被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けながら、折り紙を用いた作業療法による支援を行った。その後、少年は徐々に自信や自尊心を取り戻し、被害から回復する姿勢が見受けられた（静岡）。
- ・ 性犯罪被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員が教育委員会と連携しながら、カウンセリングや物づくり体験「ミサンガ作り」などの支援を行った。また、少年の誕生日に合わせて、少年や保護者にお祝いメッセージを送るなどきめ細かなケアを行った。その後、少年は進学に向けて前向きに取り組むなど徐々に被害から回復する姿勢が見受けられた（岩手）。

以上から、業績指標 については、犯罪被害に係る少年相談受案件数が増加に転じ、また、福祉犯被害少年等に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる継続的なカウンセリング、物づくり体験や折り紙による作業療法等を通じた立ち直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導等、支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標を達成した。

評価の結果

業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」を達成したと認められる。

	しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たないことから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組んでいくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	少年非行等の概要(平成21年1～12月)(22年2月広報資料)
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	少年課

基本目標 1 業績目標 5 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	<p>風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。</p>	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：風俗営業等に対する行政処分件数</p> <p>達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：猟銃等による事故の発生件数</p> <p>達成目標：猟銃等による事故の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 猟銃等による事故の発生件数の減少は、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等が推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	風俗営業等の許可・届出件数
	参考指標	猟銃等の所持許可丁数
業績目標達成のために行った施策	<p>風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進</p> <p>全国会議等において、様々な形態で営業する違法性風俗店等につき、各種法令を積極的に活用した取締りを推進するよう都道府県警察に対し指示した。</p>	

人身取引事犯の取締りの強化
 全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組みの一層の強化を都道府県警察に対し指示した。
 子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を活用した被害者の保護及び捜査の推進
 警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から事件情報の通報を電話により匿名で受け付け、これを警察に提供して、捜査等に役立てる制度である「匿名通報ダイヤル」を運用し、人身取引事犯等に係る被害者の保護及び捜査を推進した。
 銃砲刀剣類所持等取締法改正による猟銃等の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、猟銃等の所持者に対する監督の強化等
 20年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、下位法令等の整備等を行うなどその円滑な施行に努めるとともに、改正により設けられた諸制度等の的確な運用を図り、猟銃等所持許可に当たっての厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、猟銃等の保管場所への立入調査等を推進するよう都道府県警察に対し指示した。
 猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実
 猟銃安全指導委員を委嘱し、猟銃の所持者に対して猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言等を行わせるよう都道府県警察に対し指示した。また、猟銃等講習会等の教材を作成するとともに、講習会の更なる充実を図るよう都道府県警察に対し指示した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
 なお、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員等の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。

（結果）
業績指標 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員
 21年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,134件と、16年から20年までの平均検挙件数7,560件に比べ426件（5.6%）、21年中の検挙人員は7,716人と、16年から20年までの平均検挙人員8,163人に比べ447人（5.5%）、それぞれ少なかった。

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年
検挙件数(件)	6,579	7,340	8,118	7,902	7,863	7,560	7,134
検挙人員(人)	7,270	8,154	8,892	8,530	7,967	8,163	7,716

（22年5月保安課作成）

以上から、業績指標 については、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去5年間の平均を下回ったことから、達成が十分とはいえない。

業績指標 風俗営業等に対する行政処分件数

21年中の風俗営業等に対する行政処分件数は9,398件と、16年から20年までの平均行政処分件数7,971件に比べ1,427件（17.9%）多かった。

風俗営業等に対する行政処分件数（件）

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年
行政処分件数	4,996	7,766	8,599	9,631	8,864	7,971	9,398

（22年5月保安課作成）

以上から、業績指標 については、風俗営業等に対する行政処分件数で過去5年間の平均を上回るという目標を達成した。

< 参考指標 > 風俗営業等の許可・届出件数

風俗営業等の許可・届出件数（件）																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風俗営業</td> <td>115,955</td> <td>112,892</td> <td>111,528</td> <td>109,135</td> <td>106,864</td> <td>104,920</td> </tr> <tr> <td>性風俗関連特殊営業</td> <td>37,891</td> <td>42,583</td> <td>17,492</td> <td>19,990</td> <td>22,021</td> <td>23,727</td> </tr> <tr> <td>深夜酒類提供飲食店</td> <td>269,452</td> <td>266,435</td> <td>269,335</td> <td>269,348</td> <td>270,916</td> <td>272,068</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>423,298</td> <td>421,910</td> <td>398,355</td> <td>398,473</td> <td>399,801</td> <td>400,715</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月保安課作成）</p>		16年	17年	18年	19年	20年	21年	風俗営業	115,955	112,892	111,528	109,135	106,864	104,920	性風俗関連特殊営業	37,891	42,583	17,492	19,990	22,021	23,727	深夜酒類提供飲食店	269,452	266,435	269,335	269,348	270,916	272,068	合計	423,298	421,910	398,355	398,473	399,801	400,715									
	16年	17年	18年	19年	20年	21年																																							
風俗営業	115,955	112,892	111,528	109,135	106,864	104,920																																							
性風俗関連特殊営業	37,891	42,583	17,492	19,990	22,021	23,727																																							
深夜酒類提供飲食店	269,452	266,435	269,335	269,348	270,916	272,068																																							
合計	423,298	421,910	398,355	398,473	399,801	400,715																																							
<p>業績指標 猟銃等による事故の発生件数 21年中の猟銃等による事故の発生件数は49件と、16年から20年までの平均発生件数53件に比べ4件（7.5%）少なかった。</p> <p style="text-align: center;">猟銃等による事故の発生件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>16～20年 （平均）</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生件数</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月保安課作成）</p> <p>以上から、業務指標 については、過去5年間の平均を下回るという目標を達成した。</p> <p><参考指標 > 猟銃等の所持許可丁数 猟銃等の所持許可丁数（丁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猟銃</td> <td>326,936</td> <td>316,555</td> <td>305,179</td> <td>294,630</td> <td>276,908</td> <td>260,412</td> </tr> <tr> <td>空気銃</td> <td>34,436</td> <td>34,543</td> <td>33,930</td> <td>33,331</td> <td>31,759</td> <td>30,527</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>361,372</td> <td>351,098</td> <td>339,109</td> <td>327,961</td> <td>308,667</td> <td>290,939</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月保安課作成）</p>			16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年	発生件数	57	55	48	55	52	53	49		16年	17年	18年	19年	20年	21年	猟銃	326,936	316,555	305,179	294,630	276,908	260,412	空気銃	34,436	34,543	33,930	33,331	31,759	30,527	合計	361,372	351,098	339,109	327,961	308,667	290,939
	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年																																						
発生件数	57	55	48	55	52	53	49																																						
	16年	17年	18年	19年	20年	21年																																							
猟銃	326,936	316,555	305,179	294,630	276,908	260,412																																							
空気銃	34,436	34,543	33,930	33,331	31,759	30,527																																							
合計	361,372	351,098	339,109	327,961	308,667	290,939																																							
評価の結果	<p>業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標及び については目標を達成したことから、業績目標である「良好な生活環境の保持」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されておらず、また、狩猟等の行為中に発生する事故は後を絶たないことから、引き続き風俗関係事犯の取締り等及び猟銃等の事故の防止に向けた取組みを行う必要がある。</p>																																												
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進するほか、狩猟等の行為中に発生する事故が後を絶たないことから、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事故を防止すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。</p>																																												
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>																																												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中における風俗関係事犯等について（22年4月警察庁資料） ・銃砲刀剣類の所持許可状況（平成21年末現在）及び平成21年中の猟銃等に係る事件、事故の概要、取締り状況等について（22年5月警察庁資料） 																																												
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>																																												
政策所管課	<p>生活環境課（21年4月から保安課）</p>																																												

基本目標 1 業績目標 6 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害するとともに、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：ヤミ金融事犯（注1）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件</p> <p>達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：特定商取引等事犯（注2）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注2：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件</p> <p>達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：知的財産権侵害事犯（注3）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注3：食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く。</p> <p>達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：食の安全に係る事犯（注4）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注4：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯</p> <p>達成目標：食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p>

	<p>目標設定の考え方及び根拠： 食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、食の安全に係る事犯の取締りが推進されたことを示し、食の安全の確保の度合いを測る一つの指標となるため</p>																																								
参考指標	<p>参考指標 警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数</p> <hr/> <p>参考指標 「食品表示110番」の相談受理件数</p>																																								
業績目標達成のために行った施策	<p>関係機関・団体との連携によるヤミ金融事犯、特定商取引等事犯等の取締り及び被害広報啓発活動の推進 関係機関・団体と連携して、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯等の取締りを行うとともに、政府広報の実施、テレビ番組の放送、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を推進した。</p> <p>政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化 政府が毎年5月に定める消費者月間に合わせ、都道府県警察に通達を發出し、消費者被害に係る生活経済事犯の取締りの強化、消費者被害の未然防止のための広報啓発活動の推進等を指示した。</p> <p>政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化 政府の決定した知的財産推進計画に基づき、知的財産権侵害事犯の取締りの強化、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進した。</p> <p>食品の産地等偽装表示事犯等の取締りの推進及び関係省庁との情報交換の強化 食品の産地等偽装表示事犯等の取締りを推進するとともに、関係省庁間で食品表示連絡会議を設置し、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会における関係機関間の情報共有、意見交換等が円滑に行われるよう関連情報の共有を進めるなど連携を強化した。</p>																																								
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 なお、ヤミ金融事犯等の検挙事件数等及び検挙人員の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。</p> <p>(結果) 業績指標 ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員 21年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は442事件と、16年から20年までの平均検挙事件数403事件に比べ39事件(9.7%)多かったが、検挙人員は815人と、16年から20年までの平均検挙人員838人に比べ23人(2.7%)少なかった。</p> <p style="text-align: center;">ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>16～20年 (平均)</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数(事件)</td> <td>432</td> <td>339</td> <td>323</td> <td>484</td> <td>437</td> <td>403</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>919</td> <td>706</td> <td>710</td> <td>995</td> <td>860</td> <td>838</td> <td>815</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年5月生活経済対策管理官作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、ヤミ金融事犯の検挙人員は過去5年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去5年間の平均を上回っていることから、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標をおおむね達成した。</p> <hr/> <p>業績指標 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員 21年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は152事件で、16年から20年までの平均検挙事件数118事件に比べ34事件(28.8%)多く、検挙人員は371人で、16年から20年までの平均検挙人員304人に比べ67人(22.0%)多かった。</p> <p style="text-align: center;">特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>16～20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年	検挙事件数(事件)	432	339	323	484	437	403	442	検挙人員(人)	919	706	710	995	860	838	815		16年	17年	18年	19年	20年	16～20年	21年								
	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年																																		
検挙事件数(事件)	432	339	323	484	437	403	442																																		
検挙人員(人)	919	706	710	995	860	838	815																																		
	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年	21年																																		

						(平均)	
検挙事件数(事件)	75	124	138	112	142	118	152
検挙人員(人)	229	330	385	299	279	304	371

(22年5月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、特定商取引等事犯の検挙人員、検挙事件数とともに過去5年間の平均を大幅に上回っており、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数

警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
件数(件)	706,641	358,302	274,139	159,234	149,591	329,581	113,407

(22年6月生活安全企画課作成)

業績指標 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

21年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は330件と、知的財産権侵害事犯の16年から20年までの平均検挙件数427件に比べ97件(22.7%)少なく、検挙人員は513人と、16年から20年までの平均検挙人員718人に比べ205人(28.6%)少なかった。

知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
検挙事件数(事件)	359	484	488	437	369	427	330
検挙人員(人)	644	789	771	735	653	718	513

(22年5月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去5年間の平均を下回ったことから、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とは言い難い。

業績指標 食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員

21年中の食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数は66事件と、16年から20年までの平均検挙事件数33事件に比べ33事件(100.0%)多く、検挙人員は132人と、16年から20年までの平均検挙人員59人に比べ73人(123.7%)多かった。

食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
検挙事件数(事件)	25	26	25	52	37	33	66
検挙人員(人)	42	37	35	90	91	59	132

(22年5月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員は、過去5年間で大幅に上回っており、食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 「食品表示110番」の相談受理件数

「食品表示110番」の相談受理件数(注5)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
--	------	------	------	------	------

	<table border="1"> <tr> <td>件数（件）</td> <td>16,156</td> <td>16,449</td> <td>24,727</td> <td>26,222</td> <td>27,356</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（22年4月農林水産省表示・規格課作成）</p> <p>注5：農林水産省資料に基づく。</p>	件数（件）	16,156	16,449	24,727	26,222	27,356
件数（件）	16,156	16,449	24,727	26,222	27,356		
評価の結果	<p>業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標及び については目標を達成し、業績指標 についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、社会的弱者をねらう悪質商法等が後を絶たないことから、引き続き経済犯罪等の取締りを推進する必要がある。</p>						
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動の確保を図っていくこととする。</p>						
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中における生活経済事犯の検挙状況について（22年3月警察庁資料） ・警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数（22年6月警察庁資料） ・食品表示110番の実績について（22年4月農林水産省資料） 						
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>						
政策所管課	<p>生活環境課（21年4月から生活経済対策管理官）</p>						

基本目標 1 業績目標 7 平成21年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保																									
業績目標	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止																									
業績目標の説明	環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。																									
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため</p>																								
	業績指標	<p>指標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため</p>																								
参考指標	参考指標	産業廃棄物の不法投棄件数																								
業績目標達成のために行った施策	<p>環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境犯罪の取締りの推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)に基づき、全国会議、事件指導等において、悪質な環境犯罪に対する取締りの更なる推進を指示した。</p>																									
効果の把握の手法及びその結果	<p>業務指標 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 21年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数は1,228事件と、16年から20年までの平均検挙事件数990事件に比べ238事件(24.0%)多く、検挙人員は1,893人と、16年から20年までの平均検挙人員1,875人に比べ18人(1.0%)多かった。</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物事犯検挙事件数及び検挙人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>16～20年 (平均)</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数(事件)</td> <td>709</td> <td>797</td> <td>1,013</td> <td>1,206</td> <td>1,225</td> <td>990</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>1,781</td> <td>1,742</td> <td>1,863</td> <td>2,051</td> <td>1,940</td> <td>1,875</td> <td>1,893</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年5月生活経済対策管理官作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。</p>			16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年	検挙事件数(事件)	709	797	1,013	1,206	1,225	990	1,228	検挙人員(人)	1,781	1,742	1,863	2,051	1,940	1,875	1,893
		16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年																		
検挙事件数(事件)	709	797	1,013	1,206	1,225	990	1,228																			
検挙人員(人)	1,781	1,742	1,863	2,051	1,940	1,875	1,893																			
	<p>業務指標 一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 21年中の一般廃棄物事犯の検挙事件数は4,900事件と、16年から20年までの平均検挙事件数3,974事件に比べ926事件(23.3%)多く、検挙人員は5,706人と、16年から20年までの平均検挙人員4,657人に比べ1,049人(22.5%)</p>																									

多かった。

一般廃棄物事犯検挙事件数及び検挙人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年
検挙事件数(事件)	2,457	3,326	4,288	4,901	4,899	3,974	4,900
検挙人員(人)	2,903	3,986	4,989	5,746	5,662	4,657	5,706

(22年5月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 産業廃棄物の不法投棄件数(注)

産業廃棄物の不法投棄件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数(件)	673	558	554	382	308

(22年2月環境省適正処理・不法投棄対策室作成)

注：環境省資料に基づく。21年度の数値については、22年12月に確定予定。

評価の結果

業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止」は達成したと認められる。しかしながら、自然環境を破壊する環境事犯が後を絶たないことから、引き続き環境犯罪の取締りを推進する必要がある。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える環境事犯については、「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)及び「生活経済事犯対策推進要綱」(平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添)に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発等の施策を進めることにより、良好な自然環境の確保を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・平成21年中における生活経済事犯の検挙状況について(22年3月警察庁資料)
- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成20年度)について(22年2月環境省資料)

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

政策所管課

生活環境課(21年4月から生活経済対策管理官)

基本目標 2 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪（注1）に係る捜査の強化 <small>注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</small>	
業績目標の説明	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	指標：各重要犯罪の検挙率 達成目標：殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率を向上させる。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標	各重要犯罪の認知件数
	参考指標	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標	各重要犯罪の検挙人員
	参考指標	警察における死体取扱数、刑事調査官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数
業績目標達成のために行った施策	情報分析支援システム(注2)(C I S - C A T S)の積極的活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要事件の捜査に積極的に活用した。 捜査特別報奨金制度の活用 19年4月に捜査特別報奨金制度を導入し、21年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ62事件を対象に、同制度に基づく懸賞広告を実施した。 DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。 DNA型データベース(注3)の活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。 高性能のDNA型自動分析装置等の整備等 全国の都道府県警察に、フラグメントアナライザー(DNA型自動分析装置)2式を増強整備して、重要犯罪の捜査に活用した。 自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 第一線における検視の的確な実施を確保するための取組み 適正な検視業務を推進するため、刑事調査官(注4)等の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 <small>注2：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、</small>	

時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム。

注3：平成21年度実績評価計画書においては「DNA型記録検索システム」としていたところ、21年1月、同システムを廃止し、警察庁情報管理システムの一環としてDNA型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「DNA型データベース」と呼称することとする。

注4：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警察官で、警察大学校における法医学専門研究科を修了したもから任用される検視の専門家

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)

業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 各重要犯罪の検挙率

- ・ 21年度中の重要犯罪の認知件数は1万4,891件と、20年度に比べ860件(5.5%)減少した。
- ・ 21年度中の重要犯罪の検挙件数は9,507件、検挙人員は7,723人と、それぞれ20年度に比べ427件(4.3%)、263人(3.3%)減少した。
- ・ 21年度中の重要犯罪の検挙率は63.8%と、20年度に比べ0.7ポイント、16年度から20年度までの平均値に比べ5.4ポイント向上した。

<参考指標> 各重要犯罪の認知件数・検挙件数・検挙人員

重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率(注5)(注6)

区分		年次						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度
重要犯罪	認知件数(件)	21,849	19,946	18,432	16,667	15,751	18,529	14,891
	検挙件数(件)	11,737	11,432	10,804	10,227	9,934	10,827	9,507
	検挙人員(人)	9,838	9,451	8,620	8,315	7,986	8,842	7,723
	検挙率(%)	53.7	57.3	58.6	61.4	63.1	58.4	63.8
殺人	認知件数	1,404	1,361	1,264	1,235	1,254	1,304	1,102
	検挙件数	1,345	1,324	1,232	1,152	1,220	1,255	1,080
	検挙人員	1,383	1,317	1,199	1,163	1,163	1,245	1,054
	検挙率	95.8	97.3	97.5	93.3	97.3	96.2	98.0
強盗	認知件数	6,851	5,726	5,033	4,419	4,373	5,280	4,436
	検挙件数	3,587	3,232	3,014	2,799	2,614	3,049	2,814
	検挙人員	4,143	3,783	3,194	2,982	2,819	3,384	2,976
	検挙率	52.4	56.4	59.9	63.3	59.8	57.7	63.4
放火	認知件数	2,131	1,882	1,680	1,491	1,438	1,724	1,238
	検挙件数	1,568	1,368	1,215	1,088	1,101	1,268	845
	検挙人員	850	775	810	737	689	772	608
	検挙率	73.6	72.7	72.3	73.0	76.6	73.5	68.3
強姦	認知件数	2,216	2,013	1,934	1,755	1,517	1,887	1,351
	検挙件数	1,426	1,417	1,461	1,419	1,279	1,400	1,130
	検挙人員	1,082	1,076	1,030	1,003	964	1,031	872
	検挙率	64.4	70.4	75.5	80.9	84.3	74.2	83.6
略取誘拐 人身売買	認知件数	319	255	178	217	162	226	153
	検挙件数	219	205	161	187	146	184	132
	検挙人員	181	166	154	163	121	157	104
	検挙率	68.7	80.4	90.4	86.2	90.1	81.2	86.3
強制 わいせつ	認知件数	8,928	8,709	8,343	7,550	7,007	8,107	6,611
	検挙件数	3,592	3,886	3,721	3,582	3,574	3,671	3,506
	検挙人員	2,199	2,334	2,233	2,267	2,230	2,253	2,109
	検挙率	40.2	44.6	44.6	47.4	51.0	45.3	53.0

(22年4月捜査第一課作成)

注5：上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。また、「16～20年度(平均)」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

注6：21年度は暫定値

【事例】

- ・ 会社員の男(39)は、21年7月、アパートに侵入し、女性を緊縛するなどして現金を奪った上強姦した。情報分析支援システムを活用した同

種事件の発生状況分析等による捜査を行った結果、被疑者の発見に至り、さらに、遺留資料と同人のDNA型記録が一致するなどしたことから、同年8月、被疑者を強盗強姦罪で逮捕した。また、被疑者のDNA型記録について遺留DNA型記録のデータベースに照会したところ、同種事件の遺留DNA型記録と一致するなどしたことから、余罪事件について強盗強姦罪等で再逮捕した（石川）。

< 参考指標 > 警察における死体取扱数、刑事調査官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数

警察における死体取扱数、刑事調査官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数

年次	16年	17年	18年	19年	20年	21年
死体取扱数	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858
刑事調査官臨場死体取扱数	16,221	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676
死体解剖総数	12,873	13,570	14,042	14,725	15,716	16,184

（22年5月捜査第一課作成）

以上から、業績指標 については、16年度から20年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率を向上させるという目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」をおおむね達成したと認められる。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、第一線における検視的的確な実施の確保、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組みを推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成21年の犯罪情勢（22年5月警察庁）

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

政策所管課

捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標 2 業績目標 2 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯（注1）に係る捜査の強化 <small>注1：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり</small>	
業績目標の説明	重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	指標：各重要窃盗犯の検挙率 達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各種重要窃盗犯の検挙率を向上させる。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	情報分析支援システム（注2）（C I S - C A T S）の積極的活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。 DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 DNA型データベース（注3）の活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 高性能のDNA型自動分析装置等の整備等 全国の都道府県警察に、フラグメントアナライザー（DNA型自動分析装置）2式を増強整備して、重要窃盗犯の捜査に活用した。 自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 <small>注2：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム。</small> <small>注3：平成21年度実績評価計画書においては「DNA型記録検索システム」としていたところ、21年1月、同システムを廃止し、警察庁情報管理システムの一環としてDNA型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「DNA型データベース」と呼称することとする。</small>	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） 業績指標 各重要窃盗犯の検挙率 ・ 21年度中の重要窃盗犯認知件数は19万4,912件と、20年度に比べ1万2,3	

76(6.0%)減少した。

- ・ 21年度中の重要窃盗犯の検挙件数は10万941件、検挙人員は1万5,294人と、それぞれ20年度に比べ8,720件(8.0%)、34人(0.2%)減少した。
- ・ 21年度中の重要窃盗犯の検挙率は51.8%と、20年度に比べ1.1ポイント低下したが、16年度から20年度までの平均値に比べ7.7ポイント向上した。

< 参考指標 > 各重要窃盗犯の認知件数・検挙件数・検挙人員

重要窃盗犯の罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率(注4)(注5)

区分		年次	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16~20年度 (平均)	21年度
重要窃盗犯	認知件数(件)		384,747	326,588	270,904	234,343	207,288	284,774	194,912
	検挙件数(件)		137,313	132,186	125,460	123,460	109,661	125,616	100,941
	検挙人員(人)		20,321	18,529	17,667	16,689	15,328	17,707	15,294
	検挙率(%)		35.7	40.5	46.3	52.7	52.9	44.1	51.8
侵入窃盗	認知件数		274,143	236,867	197,179	171,484	152,622	206,459	144,931
	検挙件数		106,380	103,298	98,726	95,910	84,776	97,818	81,407
	検挙人員		13,431	12,496	12,267	11,956	10,982	12,226	11,031
	検挙率		38.8	43.6	50.1	55.9	55.5	47.4	56.2
住宅対象	認知件数		160,068	139,415	114,568	101,520	87,920	120,698	79,385
	検挙件数		58,770	60,136	57,502	54,149	48,827	55,877	47,203
	検挙人員		5,120	4,888	4,744	4,431	4,154	4,667	4,231
	検挙率		36.7	43.1	50.2	53.3	55.5	46.3	59.5
自動車盗	認知件数		55,831	44,406	33,704	31,353	26,894	38,438	25,262
	検挙件数		14,173	14,524	13,523	13,014	12,327	13,512	9,107
	検挙人員		3,787	3,277	2,836	2,350	2,193	2,889	1,981
	検挙率		25.4	32.7	40.1	41.5	45.8	35.2	36.1
ひったくり	認知件数		36,794	30,655	26,926	22,059	19,612	27,209	17,706
	検挙件数		13,497	10,540	9,587	11,724	10,845	11,239	8,451
	検挙人員		2,126	1,830	1,613	1,481	1,253	1,661	1,457
	検挙率		36.7	34.4	35.6	53.1	55.3	41.3	47.7
すり	認知件数		17,979	14,660	13,095	9,447	8,160	12,668	7,013
	検挙件数		3,263	3,824	3,624	2,812	1,713	3,047	1,976
	検挙人員		977	926	951	902	900	931	825
	検挙率		18.1	26.1	27.7	29.8	21.0	24.1	28.2

(22年4月捜査第一課作成)

注4：上記の数値は、未遂罪を含む。また、「16~20年度(平均)」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

注5：21年度は暫定値

【事例】

- ・ 16年10月から19年9月までの間、ナイジェリア人の男(33)が首魁^{かい}となり、さらに、日本人が各地域において窃盗グループ及び不正輸出グループを組織するなどして、高級RV自動車等を対象とした自動車盗等を敢行していた。

関係府県警察で共同捜査体制を構築するなど、広域組織窃盗事件に対応した捜査を推進した結果、21年7月までに、19都府県下にわたる自動車盗等約1,120件(首魁を含む被疑者57人。被害総額約19億9,600万円相当)を検挙し、窃盗組織を壊滅させた(大阪、茨城、埼玉、神奈川、京都、奈良、宮崎、鹿児島)。

以上から、業績指標 については、16年度から20年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上がみられることから、各重要窃盗犯の検挙率の向上という目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」をおおむね達成したと認められる。

評価の結果の 政策への反映 の方向性	重要窃盗犯に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。
学識経験を有する 者の知見の活用 に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過 程において使用し た資料その他の情 報に関する事項	平成21年の犯罪情勢（22年5月警察庁）
評価を実施した時 期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標 2 業績目標 3 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進																											
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化																											
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。																											
業績指標及び達成目標	<p>業績指標 指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）</p> <p>達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る指標となるため。</p>																											
参考指標	参考指標 なし																											
業績目標達成のために行った施策	<p>贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と問題点、情報収集・内偵捜査の要領、捜査指揮要領等についての研修を実施した。</p> <p>企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等についての研修を実施した。</p> <p>全国会議の開催 全国の捜査第二課に所属し、政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における諸問題について協議や検討を行った。</p> <p>FBIとのワーキンググループの開催 米国において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当するFBI捜査官を招き、我が国において同様の捜査を担当する全国の捜査幹部等との間でワーキンググループを開催し、双方が取り扱った事件を基に捜査手法等について協議や検討を行った。</p>																											
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）</p> <p>1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙状況 21年度中の贈収賄、談合・競売入札妨害、あっせん利得処罰法違反及び政治資金規正法違反事件の検挙事件数は合計40件で、16年度から20年度までの平均値に比べ48件少なかった。 <p>贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年次</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>16～20 （平均）</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈収賄</td> <td></td> <td>79</td> <td>62</td> <td>71</td> <td>40</td> <td>58</td> <td>62</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>談合・競売入札妨害</td> <td></td> <td>10</td> <td>22</td> <td>44</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年次	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20 （平均）	21年度	贈収賄		79	62	71	40	58	62	30	談合・競売入札妨害		10	22	44	28	21	25	10
区分	年次	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20 （平均）	21年度																				
贈収賄		79	62	71	40	58	62	30																				
談合・競売入札妨害		10	22	44	28	21	25	10																				

あっせん利得処罰法違反	0	2	1	0	0	1	0
政治資金規正法違反	0	1	1	0	0	0	0
合 計	89	87	117	68	79	88	40

(22年5月捜査第二課作成)

【事例】

- 宝塚市長らによる墓地整備事業・廃棄物処理業務委託契約をめぐる贈収賄事件（兵庫）

宝塚市長（61）は、18年4月ころ、経営コンサルタント会社代表取締役（69）らから、既に都市整備公社が事業主体となるの方針が示されていた新公園墓地整備事業に関して計画を変更するとともに、事業主体を民間業者にして、同経営コンサルタント会社と業務提携をしていた建設会社が同事業の造成工事を受注できるようにするなど、同経営コンサルタント会社代表取締役らに有利な取り計らいを受けたい趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金100万円を収受した。

また、同市長は、18年10月ころ及び19年3月ころの2回、廃棄物処理会社代表取締役（68）らから、同市が発注するプラスチック類選別等処理業務委託に関し、有利な取り計らいを受けたい趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金合計1,000万円を収受した。
- 千葉市長らによる土木工事発注をめぐる収賄事件（警視庁）

千葉市長（68）は、17年5月ころ及び11月ころの2回、土木建築業者から、同市が発注する街路築造工事に有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、現金合計200万円を収受した。
- 前七尾市副市長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件（石川）

前七尾市副市長（62）は、同市助役当時の17年3月ころ、土木建築業者から、同市が発注する土木工事に、指名競争入札参加者の地理的条件の変更や選定等につき有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金100万円を収受した。

また、同市助役当時の同年3月ころ、土木建築業者から、同市が発注する土木工事に、指名競争入札参加者の選定等につき有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨で供与されるものであることを知りながら、現金100万円を収受した。
- 田川地区清掃施設組合議員らによるごみ処理・し尿処理施設整備工事等をめぐる贈収賄事件（福岡）

田川地区清掃施設組合議員（60）は、19年10月ころ、ごみ処理施設建築業者から、同組合が発注する予定のごみ処理施設整備工事の指名競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格を組合担当者から聞き出して教示してもらいたい旨の請託を受け、他の公務員をして職務上不正の行為をなさしめるべくあっせんすることを承諾し、その報酬として供与されるものであることを知りながら、現金200万円を収受した。

また、し尿処理施設施工業者から、同組合が発注する予定のし尿処理施設整備工事の指名競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格を組合担当者から聞き出して教示してもらいたい旨の請託を受け、他の公務員をして職務上不正の行為をなさしめるべくあっせんすることを承諾し、その報酬として供与されるものであることを知りながら、20年8月ころ、銀行口座に約314万円の振込送金を受けて収受したほか、21年4月ころ、現金100万円を収受した。
- 入国管理局統括審査官らによる外国人タレントの在留資格認定証明書交付申請に絡む贈収賄事件（警視庁）

東京入国管理局統括審査官（54）は、19年7月ころから21年11月ころまでの間、外国人芸能家の招へい事業者から、来日予定の外国人の代理人として申請する在留資格認定証明書交付申請に関して種々の便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、銀行口座に合計580万円の振込入金を受けた。
- 元山神水道企業団議会議長らによる偽計入札妨害事件（福岡）

元山神水道企業団議会議長（62）らは、18年11月ころ、同企業団発注の指名競争入札に際し、同企業団総務課長（54）をして、同入札の設計金額を水道管工事会社代表取締役（45）に内報させ、予定価格に近似す

る価格で落札させた。

- ・ えびの市長らによる偽計入札妨害事件（宮崎）

えびの市長（73）は、20年6月ころ、同市発注の指名競争入札に際し、同工事の最低制限価格を土木建設業者に教示し、同制限価格に近似する価格で落札させた。

また、同年7月ころ、同市発注の指名競争入札に際し、同工事の最低制限価格を土木建設業者に教示し、同制限価格に近似する価格で落札させた。

- ・ **公務員犯罪の検挙状況**

公務員の職務に関し行われた上記罪名以外の犯罪についても、積極的に検挙を図った。

【事例】

- ・ 千葉県農林水産政策課主任主事らによる事務用品の架空発注をめぐる公金詐欺事件（千葉）

千葉県農林水産部農林水産政策課副主査（36）は、20年3月ころから10月ころまでの間、事務用消耗品が納品された旨の内容虚偽の支出伝票等を提出するなどして、4回にわたり、現金合計約150万円をだまし取った。

また、千葉県農林水産部農林水産政策課主任主事（39）、副主査（37）は、17年1月ころから19年3月ころまでの間、事務用消耗品が納品された旨の内容虚偽の支出伝票等を提出するなどして、数十回にわたり、現金合計約2,140万円をだまし取った。

- ・ 独立行政法人理化学研究所主任研究員らによる研究用物品納入をめぐる背任事件（警視庁）

独立行政法人理化学研究所主任研究員（53）は、16年12月ころから20年6月ころまでの間、研究用物品を研究室に納入したとする架空納品書等を契約課に提出するなどして、十数回にわたり、合計約1,100万円を物品納入業者名義の普通預金口座に振り込ませ、もって同研究室に同金額相当分の財産上の損害を加えた。

- ・ **第45回衆議院議員総選挙違反取締状況**

第45回衆議院議員総選挙における選挙期日後90日（21年11月28日）現在の検挙件数は295件、検挙人員は571人（うち逮捕人員116人）で、前回の第44回衆議院議員総選挙期日後90日に比べ、検挙件数は37件（14.3%）増加したものの、検挙人員は8人（1.4%）、逮捕人員は23人（16.5%）それぞれ減少した。

罪種別に見ると、最も多いのは買収事件で、検挙件数183件、検挙人員435人（うち逮捕人員61人）で、全検挙に占める割合は、検挙件数が61.0%、検挙人員が76.2%、逮捕人員が52.6%となっている。

罪種別検挙状況

	今回（第45回）			前回（第44回）			増 減		
	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕
買 収	183	435	61	146	422	80	37	13	-19
自由妨害	30	29	22	34	32	26	-4	-3	-4
詐偽投票等	28	35	9	4	8	5	24	27	4
投票偽造	7	19	17	3	9	3	4	10	14
投票干渉	3	3	0	19	20	8	-16	-17	-8
地位利用	0	0	0	1	1	0	-1	-1	0
戸別訪問	2	2	0	14	29	3	-12	-27	-3
文書違反	13	26	6	18	43	2	-5	-17	4
その他	29	22	1	19	15	12	10	7	-11
合 計	295	571	116	258	579	139	37	-8	-23

（22年5月捜査第二課作成）

【事例】

- ・ 特別養護老人ホーム施設長らによる投票偽造事件（岡山）

特別養護老人ホーム施設長（63）らは共謀の上、21年8月下旬ころ、不在者投票を行う施設として指定を受けた同施設において、入所者の投票用紙に無断で候補者の氏名等を記載するなどして選挙管理委員会に送致し、投票日当日、投票管理者をして正規の投票箱に投入させ投票を偽造した。

- ・ 落選候補者らによる日当・現金買収事件（大阪）
総括責任者（34）らは共謀の上、21年8月下旬ころ、選挙事務所において、選挙人3名に対し、選挙運動をしたことに対する報酬として、現金数万円を供与した。また、落選候補者（41）は、同年7月下旬ころ、自己の選挙運動者に対し、投票とりまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数十万円を供与した。
- ・ 出納責任者らによる現金買収事件（熊本）
出納責任者（42）らは共謀の上、21年8月下旬ころ、選挙運動者8名に対し、選挙区内の選挙人に投票を呼びかけるなどの選挙運動をしたことこの報酬として、現金数万円から十数万円を供与した。
- ・ 落選候補者による現金買収（約束）事件（埼玉）
落選候補者（62）は、21年7月下旬ころ、自己の選挙運動者4名に対し、自己の写真入り名刺等を選挙人に手渡すなどして自己への投票を依頼する選挙運動をすることの報酬として、時給数百円から千円の割合で計算した金銭を後日供与することを約束した。

2 経済的不正事案の検挙状況

- ・ **金融・不良債権関連事犯の検挙状況**
21年度中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は101件で、16年度から20年度までの平均値に比べ5件少なかった。

金融・不良債権関連事犯の検挙事件数（件）（注1）

区分	年次	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20 （平均）	21年度
融 資 過 程		21 (11)	28 (17)	24 (12)	20 (15)	21 (11)	23 (13)	50 (42)
債 権 回 収 過 程		52 (41)	37 (31)	26 (21)	11 (7)	11 (8)	27 (22)	3 (3)
その他の金融機関役員		67 (0)	56 (2)	63 (0)	49 (0)	46 (0)	56 (0)	48 (0)
合 計		140 (52)	121 (50)	113 (33)	80 (22)	78 (19)	106 (35)	101 (45)

（22年5月捜査第二課作成）

注1：括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。

【事例】

- ・ 都市銀行に対する会社代表取締役らによる運転資金借入名目の詐欺事件（警視庁）
不動産会社代表取締役（40）らは、休眠状態であって営業実体がない株式会社等の運転資金借入名目に都市銀行から現金をだまし取ろうと企て、同銀行に対し、15年10月ころから18年12月ころにかけて、4回にわたり、同株式会社等が営業実体を有しており、かつ、融資金返済の能力があるかのように装った内容虚偽の決算報告書等を提出し、同銀行職員を信用させて融資の実行を承認させ、現金合計5億5,000万円をだまし取った。
- ・ 詐欺集団による信用保証付融資借入名目の組織的詐欺事件（大阪）
携帯電話販売会社等を経営する詐欺集団の首魁（32）らは、信用保証協会を欺いて、同集団の構成員の金融機関に対する債務につき保証を受ける地位を得るとともに、金融機関を欺いて、同構成員に対する信用保証付融資を実行させ、融資金名目に現金をだまし取ろうと企て、あらかじめ定めた任務分担に従って、金融機関に対し、偽造に係る所得税確定申告書の写しを税理士事務所からファクシミリにより送信して信用させた上、携帯電話販売事業を営んでいる事実はなく、融資金を返済する意思も能力もない構成員を借入名義人とする信用保証付融資を申し込むと

ともに、信用保証委託申込書等を提出して同協会から信用保証書を発行させる方法により、20年6月ころから21年2月ころにかけて、数回にわたり、金融機関から現金合計約3億3,000万円を組織的にだまし取った。

- ・ 都市銀行調査役による資産運用名目の詐欺事件（警視庁）
都市銀行調査役（53）は、資産運用名目に顧客から現金をだまし取ろうと企て、真実は顧客向けの資産運用業務など担当していないのに、これを担当し、かつ、同銀行が外国債を組み込んだ商品を顧客向けに取り扱っていた事実がないのにあるようにそれぞれ装い、受領する現金は自己の用途に充てるつもりであるのにその情を秘し、顧客数名に対し、外国債による高利回りの資産運用ができる旨信用させ、15年11月ころから17年2月ころにかけて、十数回にわたり、現金合計約2億円をだまし取った。
- ・ 信用金庫職員による業務上横領事件（静岡）
信用金庫営業係職員（35）は、同金庫が取扱う各種預金取引等の業務に従事していたものであるが、19年5月ころから20年8月ころにかけて、数十回にわたり、顧客から定期預金の組み直し等の依頼を受け、顧客名義の定期預金等を解約するなどして払い戻した現金合計約1億円を同金庫のために業務上預かり保管中、いずれもそのころ、これを自己の用途に費消するため、それぞれ着服して横領した。
- ・ 保険代理店経営者による保険料名目の詐欺事件（滋賀）
保険代理店経営者（45）は、保険料名目に顧客から現金をだまし取ろうと企て、真実は生命保険契約の締結を媒介する意思はなく、受領した現金は自己の用途に充てるつもりであるのにその情を秘し、顧客数名に対し、高利回りの生命保険に加入できる旨信用させ、17年1月ころから20年10月ころにかけて、数十回にわたり、現金合計約1億円をだまし取った。
- ・ **企業犯罪の検挙状況**
社会的反響の大きい企業犯罪を多数検挙した。

【事例】

- ・ 合資会社代表社員らによる健康保険傷病手当金受給名目の広域詐欺事件（秋田・北海道・青森・宮城・福島）
貴金属販売会社の代表社員（41）らは、地方社会保険事務局から政府管掌健康保険による傷病手当金をだまし取ろうと企て、数地方の社会保険事務局に対し、真実は同社の支店が常時従業員を使用していないにもかかわらず、これを使用しているかのように装って、健康保険適用事業所である旨の内容虚偽の健康保険新規適用届及び常時使用する従業員でない者を被保険者とする健康保険被保険者資格取得届等を提出し、数支店を健康保険適用事業所として登録させるとともに、従業員でない者数名に被保険者資格を取得させた上、19年11月ころから20年10月ころにかけて、三十数回にわたり、上記被保険者らがそれぞれうつ病等の療養のため労務に服することができず、報酬の支払を受けられない旨の内容虚偽の健康保険傷病手当金支給申請書等を社会保険事務局に提出し、同事務局職員らを信用させて傷病手当金の支払を決定させ、同事務局から現金合計約2,000万円をだまし取った。
- ・ 医療法人理事長兼医師らによる診療報酬受給名目の詐欺事件（奈良）
総合病院の理事長兼医師（51）らは、医療用具等販売会社の代表取締役（59）と共謀の上、社会保険診療報酬支払基金から診療報酬名目に現金をだまし取ろうと企て、同支払基金に対し、17年3月ころから19年4月ころにかけて、数回にわたり、入院患者数名の心臓冠動脈血管にそれぞれステント留置術を施したとする内容虚偽の診療報酬明細書を提出し、診療報酬請求書審査委員らを信用させて診療報酬の支払を決定させ、同支払基金から現金合計約660万円をだまし取った。
- ・ 東証二部上場会社代表取締役らによる相場操縦及び偽計取引事件（大阪）
東京証券取引所市場第二部に上場する光学機器製造販売会社の役員（53）らは、同社株券について、財産上の利益を得る目的で、その株価の高値形成を図ろうと企て、19年4月ころ、同株券の売買を誘引する目的

	<p>をもって、連続した高指値注文を行って高値で買い上げるなどの方法により、同株券の売買取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、さらに、同株券の売買取引の状況に関し、他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、よって、同株券の株価を154円から179円まで上昇させた上、その上昇させた相場により、同株券合計約1,100万を売り付けた。</p> <p>また、同役員らは、同社が20年2月に公表した第三者割当増資につき、虚偽の事実を公表するなどして偽計を用い、同社の株価を上昇維持させた上で、増資により発行予定の新株等を売却しようとして、真実は、当該増資の割当先は実体のない法人に過ぎず、同社は増資の払込金約4億6,000万円を拠出できる資金力もなく、他に払込金全額の出資に応じる者も確保できていなかったのに、その情を秘し、払込金全額を拠出する旨の虚偽の事実を公表し、更には、上記払込金のうち約2億円は架空の払込みであるのに、その情を秘し、あたかも払込金全額の払込みが完了し、被疑法人の資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表した。</p> <p>政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況は、贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙について社会的反響の大きい検挙事例が多く見られるものの、16年度から20年度までの平均値に比べ半数以下となった。</p> <p>一方、21年度は衆議院が解散され総選挙が実施されたが、その違反取締りについては、前回比で検挙人員や逮捕人員が減少したものの、検挙件数は増加し、特に買収や詐偽投票等、投票偽造等悪質な実質犯の検挙件数が軒並み増加し、詐偽投票等や投票偽造は検挙人員や逮捕人員も増加している。また、検挙事例についても、上記に列挙した事例のとおり、社会的反響の大きいものが多く見られ、中には過去に例の少ない特筆すべきものが含まれる。</p> <p>経済的不正事案の検挙状況は、金融・不良債権関連事犯の検挙件数については16年度から20年度までの平均値とほぼ同数であるが、上記に列挙した事例のとおり、社会的反響の大きい検挙事例が多く見られ、また企業犯罪の検挙状況についても同様に、社会的反響の大きい検挙事例が多く見られる。</p> <p>以上から、総合的に判断すると、政治・行政をめぐる構造的不正事案における選挙違反取締りや経済的不正事案の検挙はおおむね推進されたと認められるが、政治・行政をめぐる構造的不正事案のうち贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙は推進されているものの不十分であり、業績指標 については目標の達成が十分であるとは言い難い状況にある。</p>
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 について目標の達成が十分であるとは言い難いことから、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」についても達成が十分とは言い難い。</p> <p>その主たる原因は、政治・行政をめぐる構造的不正事案のうち贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙にあることから、今後はその実績向上に向けた対策を特に強化する必要がある。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種情報の収集・分析の向上 捜査体制の見直し・整備 捜査員の育成・確保 <p>等を早急に行う必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>上記の具体的な強化策を実現するため、以下のような施策を講じていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種情報の収集・分析の向上 部内外の各機関、各部門等との連携を強化するとともに、かつて情報収集の基盤となっていた警察署を活性化させるため、警察署知能犯係の体制整備、能力向上を図る。 捜査体制の見直し・整備 各都道府県警察本部の捜査第二課の体制を見直し、贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙実績向上を実現するための捜査体制を構築する。 捜査員の育成・確保 各種教養をより実践的・効果的なものとしていく。また、他機関や他府県との人事交流も更に積極的に行うほか、従来に増して指揮能力の高い捜査幹部の贈収賄、談合・競売入札妨害等の重要知能犯事件捜査への登用を

	図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	捜査第二課

基本目標 2 業績目標 4 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	
業績目標の説明	<p>振り込め詐欺（恐喝）（注）を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。</p> <p>注：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）（電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）架空請求詐欺（恐喝）（郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）融資保証金詐欺（実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事案）及び還付金等詐欺（税金還付等に必要の手続を装って被害者に現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺事案）</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額）</p> <p>達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額を前年度よりも減少させる。</p> <p>基準年：20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
業績指標	業績指標	<p>指標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）</p> <p>達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。</p> <p>基準年：20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	指標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙率
業績目標達成のために行った施策	<p>関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「『振り込め詐欺』首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 各都道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺対策における留意点等を指示した。 <p>広報啓発活動の推進</p> <p>官民一体となった振り込め詐欺対策のための広報啓発活動を行うため、金融機関や携帯電話事業者等関係事業者を始め、県や市町村等の自治体、防犯ボランティア、民生委員等に対して協力依頼を行った。</p>	

広域知能犯罪捜査のための資機材の整備
 広域知能犯罪捜査に必要な資機材を整備した。
 振り込め詐欺対策室設置に伴う諸対策の総合的な推進
 21年4月、警察庁刑事局捜査第二課に「振り込め詐欺対策官」を設置し、全国における振り込め詐欺に係る情報の集約・分析を行い、その結果を都道府県警察に還元するとともに、都道府県警察の取締活動及び予防活動に係る指導・調整を行うなどして、諸対策の総合的な推進を図った。
 犯罪収益移転防止法及び改正携帯電話不正利用防止法の活用の推進
 振り込め詐欺（恐喝）の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙を図った。
 振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間の実施
 振り込め詐欺（恐喝）の被害を大幅に減少させるため、21年10月中旬からの1か月間を、「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」として、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)
 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
 (結果)
業績指標 振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額）
 21年度中の振り込め詐欺（恐喝）の認知件数は6,719件、被害総額は86億4,299万5,211円で、それぞれ20年度に比べ、認知件数は1万454件、被害総額は138億2,628万1,449円減少した。

振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額

年次区分	19年度	20年度	21年度
認知件数（件）	20,116	17,173	6,719
被害総額（円）	287億 370万9,418	224億 6,927万6,660	86億 4299万5,211

(22年5月捜査第二課作成)

以上から、業績指標 については、振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額いずれも減少したことから、目標を達成した。

業績指標 振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）
 21年度中の振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数は5,430件、検挙人員は778人で、20年度に比べ、検挙件数は33件増加し、検挙人員は165人減少した。

振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員

年次区分	19年度	20年度	21年度
検挙件数（件）	3,022	5,397	5,430
検挙人員（人）	423	943	778

(22年5月捜査第二課作成)

以上から、業績指標 については、振り込め詐欺（恐喝）の検挙人員は減少したものの、検挙件数は増加したことから、目標をおおむね達成した。

< 参考指標 > 振り込め詐欺（恐喝）の検挙率

振り込め詐欺・恐喝の検挙率

年次区分	19年度	20年度	21年度
検挙率(%)	15.0	31.4	80.8

(22年5月捜査第二課作成)

<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については目標を達成しており、業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、いまだ年間100億円近くの被害が発生しており、振り込め詐欺をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。また、1件あたりの平均被害額は依然として100万円を超え、非常に高額であるとともに、特に首都圏を中心に、高齢女性が被害者の大部分を占めるオレオレ詐欺の発生が目立っていることから、今後とも警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>21年度中の認知件数及び被害総額は前年度に比べ大幅に減少しているものの、いまだ年間100億円近くの被害が生じており、依然として深刻な状況にある。</p> <p>このため、振り込め詐欺対策に必要な資機材及び体制の整備を進めつつ、警察庁の「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報活動の実施等被害減少のための施策を推進するとともに、戦略的な取締活動を推進することとする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>平成21年の犯罪情勢（22年5月警察庁）</p>
<p>評価を実施した時期</p>	<p>21年1月から22年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課、生活安全企画課</p>

基本目標 2 業績目標 5 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：DNA型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：DNA型鑑定の鑑定事件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型鑑定の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： DNA型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：DNA型データベース（注1）の活用状況（活用件数及び効果的事例）</p> <p>注1：平成21年度実績評価計画書においては「DNA型記録検索システム」としていたところ、21年1月、同システムを廃止し、警察庁情報管理システムの一環としてDNA型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「DNA型データベース」と呼称することとする。</p> <p>達成目標：DNA型データベースの活用件数の過去4年間の増加傾向を維持する。また、DNA型データベースの効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：17～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： DNA型データベースの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：掌紋業務における指掌紋自動識別システム（注2）の活用状況（活用件数及び効果的事例）</p> <p>注2：犯罪現場等から採取した指掌紋及び被疑者から採取した指掌紋を事前に登録し、照会した指掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム。19年に指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合して最適化した。</p> <p>達成目標：掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数の増加傾向を維持する。また、掌紋業務における指掌紋自動識別システムの効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：16～20年度（注3） 達成年：21年度</p> <p>注3：16～18年は旧システム</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させることが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>

	<p>業績指標 指標：画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：簡易画像処理装置（注4）の活用状況を含めた画像処理件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>注4：簡易画像処理装置とは、画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置である。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>												
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 なし</p>												
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>科学捜査のための研究の推進 指掌紋等鑑識資料の採取・検出方法に関する研究を行った。 DNA型鑑定及びデータベースの適正な運用 犯罪捜査におけるDNA型鑑定及びデータベースの適正な運用と積極的な活用を推進した。 DNA型鑑定資機材の整備 全国の都道府県警察に、フラグメントアナライザー（DNA型自動分析装置）2式を増強整備した。 画像処理装置の整備 画像処理装置について、全国の都道府県警察に対する更新整備を完了するとともに、新たに警察庁及び北海道警察4方面本部に整備した。 指紋業務用電子計算機の更新（注5） 指紋業務用電子計算機を更新し、24時間運用の指掌紋自動識別システムの安定稼働を図った。</p> <p>注5：成果重視事業。別紙「平成21年度成果重視事業実施状況調書」参照</p>												
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 DNA型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） 21年中の鑑定事件数は3万5,402件で、20年に比べ5,328件（17.7%）増加した。</p> <p>鑑定事件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="501 1429 1358 1496"> <thead> <tr> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,338</td> <td>5,751</td> <td>11,819</td> <td>21,189</td> <td>30,074</td> <td>35,402</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月犯罪鑑識官作成）</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年5月、静岡県内の店舗併用3階建て住宅の二階居室において発生した殺人事件につき、現場で発見された手袋が犯人の遺留物と認められ、また、現場の状況から犯人は3階から雨どいを伝って屋外に逃走したものと認められたことから、手袋の内側及び雨どいの留め金具から資料を採取しDNA型鑑定を実施したところ、両資料のDNA型が一致し、さらに、目撃情報等から捜査中であった被疑者に由来する資料のDNA型と一致したため、所要の捜査を経て同人を逮捕した（静岡）。 21年7月、名古屋駅に停車中の電車内において発生した痴漢事件につき、被害者から下着の任意提出を受け、その触られた箇所から採取した微物の中からヒト由来の組織片を発見。DNA型鑑定を実施したところ、被疑者のDNA型と一致。同人の犯行を裏付ける有力な証拠となった（愛知）。 <p>したがって、業績指標 については、過去5年間の鑑定事件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。</p>	16年	17年	18年	19年	20年	21年	2,338	5,751	11,819	21,189	30,074	35,402
16年	17年	18年	19年	20年	21年								
2,338	5,751	11,819	21,189	30,074	35,402								

業績指標 DNA型データベースの活用状況（活用件数及び効果的事例）

21年度中、余罪照会（注6）によりDNA型が一致した事件数は2,764件で、20年度に比べ594件（27.4%）増加した。また、同一犯行照会（注7）によりDNA型が一致した事件数は2,023件で、20年度に比べ247件（13.9%）増加した。

注6：都道府県警察から送信された被疑者DNA型記録の特定DNA型とデータベースに登録されている遺留DNA型記録の特定DNA型との対照を行うもの。

注7：都道府県警察から送信された遺留DNA型記録の特定DNA型とデータベースに登録されている遺留DNA型記録の特定DNA型との対照を行うもの。

活用件数（件）

	17年度 (注8)	18年度	19年度	20年度	21年度
余罪照会によりDNA型が一致した事件数	206	853	1,443	2,170	2,764
同一犯行照会によりDNA型が一致した事件数	199	1,006	1,244	1,776	2,023

（22年5月犯罪鑑識官作成）

注8：17年4月から8月までの間は、DNA型記録検索システムの前身である遺留資料DNA型情報検索システムによる確認事件数を計上している。

【事例】

- ・ 21年7月、岐阜県内において発生した帰宅途中の女性被害に係る強姦未遂事件につき、現場遺留資料のDNA型と被疑者のDNA型の一致その他の証拠により同人を逮捕した。被疑者は他事件への関与を否定したが、同人のDNA型記録をデータベースに登録したところ、余罪照会により、隣接の愛知県内における17年発生 of 強盗強姦事件の遺留DNA型記録及び19年発生 of 強姦致傷事件の遺留DNA型記録と一致。所要の捜査を経て同人を再逮捕した（岐阜・愛知）。
- ・ 21年10月、岡山県内において発生した窃盗（車上ねらい）目的の住居侵入事件で逮捕した被疑者につき、余罪としてうかがわれた同種事件の捜査上の必要性から同人のDNA型鑑定を実施。当該事件の遺留DNA型に一致しなかったが、同人のDNA型記録をデータベースに登録したところ、余罪照会により、福島県内における12年4月発生 of 事後強盗致傷事件の遺留DNA型記録と一致。所要の捜査を経て同人を再逮捕した（岡山・福島）。

したがって、業績指標 については、過去4年間の活用件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。

業績指標 掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用状況（活用件数及び効果的事例）

21年度中の遺留掌紋照会件数は2万3,661件と、20年度に比べ1,594件（6.3%）減少したが、遺留掌紋確認件数は4,034件と、20年度に比べ72件（1.8%）増加した。

活用件数（件）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
照会件数	22,021	22,161	21,804	27,902	25,255	23,661
確認件数	2,333	2,525	2,783	4,143	3,962	4,034

（22年5月犯罪鑑識官作成）

【事例】

- ・ 21年3月、福岡県内のワンルームマンションにおいて発生した強姦事件につき、被害者方の浴室から採取した遺留掌紋を指掌紋自動識別システムにより照会したところ、17年に占有離脱物横領事件で検挙された被疑者の掌紋と一致。所要の捜査を経て、事件発生から4日後に同人を逮捕した（福岡）。
- ・ 21年4月、広島県内のコンビニエンスストアにおいて発生した持凶器強

盗事件につき、犯人の左手がレジスターの上面に触れていることを店内の防犯ビデオ画像で確認したため、当該箇所から対照可能な掌紋2個を採取。直ちにこれを指掌紋自動識別システムにより照会したところ、覚せい剤取締法違反等8件の犯歴を有する被疑者の左手掌紋と一致。本件発生翌日に同人を逮捕した（広島）。

したがって、業績指標 については、19年1月に導入された現行システムによる過去2年間の活用件数とおおむね同水準で推移し、システムの高度化に伴う一定の増加水準に達したものと認められる。また、旧システムによる16年度から18年度（18年度第4四半期は現行システム）の3年間との比較による増加傾向は維持しており、効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。

業績指標 画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）

21年中、画像処理装置の活用件数は20年とほぼ同水準で推移したが、簡易画像処理装置の活用件数は1万6,524件と、20年に比べ3,776件（18.6%）減少したため、画像処理総件数で4,134件（7.4%）減少した。

画像処理件数（件）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
画像処理装置	24,791	36,111	36,662	30,469	35,492	35,134
簡易画像処理装置		5,691	17,315	25,054	20,300	16,524
計	24,791	41,802	53,977	55,523	55,792	51,658

（22年5月犯罪鑑識官作成）

【事例】

- ・ 21年4月、熊本県内のコンビニエンスストアにおいて発生した持凶器強盗事件につき、犯人の使用車両が防犯カメラに撮影されていたが、画像が不鮮明で自動車登録番号を確認できないことから、画像処理装置を活用して当該画像の鮮明化を実施したところ、一連番号の判読が可能となったため、これを手掛かりとして、所要の捜査により犯行車両及び被疑者を特定し、同人を逮捕した（熊本）。
- ・ 21年11月、愛媛県内の一般住宅において発生した強盗致傷事件につき、郵便宅配人を装った犯人が玄関のインターホン内蔵カメラで撮影されていたが画像が不鮮明であったことから、画像処理装置を活用して当該画像を鮮明化し、その写真を基に聞き込み捜査を実施したところ、犯人に結びつく有力な情報が得られたため、所要の捜査を経て被疑者を逮捕した（愛媛）。

したがって、業績指標 については、20年の画像処理総件数を上回ることはできなかったが、18年以降の年間5万件以上の水準を維持しており、また、画像の鮮明化等高度な画像処理を可能とする画像処理装置の活用件数にあっては、19年から約5,000件増加した20年とほぼ同水準で推移し、その効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 及び についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

今後も、DNA型鑑定等客観的証拠の収集に必要な鑑識・鑑定基盤の充実・強化に努めるとともに、DNA型データベースや画像処理装置等鑑識関連システムの更なる積極的かつ効果的な活用を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情

捜査官（21年11月広報誌）

報に関する事項	
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	犯罪鑑識官

平成21年度成果重視事業実施状況調査

- 1 事業名
指紋業務用電子計算機の更新
- 2 評価担当部局課（室）名
警察庁刑事局犯罪鑑識官
- 3 目標の内容
(1) 平成16年度と比較した運用経費を2割程度削減する。
(2) 対象システムにおける実質的な稼働率100%を維持する。
- 4 目標設定の考え方
事業を適切に執行した場合に見込まれる運用経費の削減割合及び機器の適切な保守等を行った場合に見込まれる稼働率を目標として設定している。
- 5 目標達成のための手段等
(1) 目標達成のための具体的手段
運用経費を削減できるよう事業を適切に執行するとともに、実質的な稼働率100%を維持するため機器の適切な保守等を行う。
(2) 目標達成のための手段と目標の因果関係
事業の適切な執行と機器の適切な保守等によって、目標の達成が可能となる。
- 6 目標の達成度合いの判定方法・基準
(1) 平成16年度と比較した運用経費
システムの運用に要するコストを算出し、平成16年度のコストと比較する。
(2) 対象システムにおける実質的な稼働率
障害等によるシステム停止時間を確認し、稼働率を算出する。
- 7 目標期間
平成17年度から平成21年度まで
- 8 測定結果
(1) 運用経費の削減率（16年度との比較）
- | 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 運用経費削減率 | 6.3% | 26.2% | 26.2% | 26.2% | 43.9% |
- （22年5月犯罪鑑識官作成）
- (2) 対象システムにおける実質的な稼働率
- | 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質的稼働率 | 99.9% | 100% | 100% | 100% | 100% |
- （22年5月犯罪鑑識官作成）
- 9 評価の結果
平成16年度と比較した平成21年度の運用経費の削減率は、43.9%である。また、対象システムにおける実質的な稼働率は、平成18年度以降、100%を維持していることから、いずれの目標についても達成した。
- 10 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果
国庫債務負担行為により複数年の賃貸借契約を結ぶことで、合理的な予算執行が可能となっている。

基本目標 2 業績目標 6 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの監督の適切な実施を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：被疑者取調べの監督に係る体制の整備状況（体制整備実施都道府県数）</p> <p>達成目標：被疑者取調べの監督に係る体制の整備を図る。</p> <p>基準年：20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 被疑者取調べの監督に係る体制の整備状況は、被疑者取調べの監督の適切な実施の度合いを測る一つの指標となるため。</p> <hr/> <p>業績指標</p> <p>指標：被疑者取調べの監督に係る研修の実施状況（実施件数及び実施都道府県数）</p> <p>達成目標：被疑者取調べの監督に係る研修を的確に実施する。</p> <p>基準年：20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 被疑者取調べの監督に係る研修の実施状況は、被疑者取調べの監督の適切な実施の達成度合いを測る一つの指標となるため。</p> <hr/> <p>業績指標</p> <p>指標：取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備状況（透視鏡の整備台数及び取調べ状況管理システム（注）の整備台数）</p> <p>注：取調べ状況管理システムとは、取調べ状況の把握を容易にするため、取調べ状況を電子的に把握するシステムのことをいう。</p> <p>達成目標：取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備を図る。</p> <p>基準年：20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備状況は、被疑者取調べの監督の適切な実施の達成度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>警察庁職員による実地の点検・指導の実施</p> <p>被疑者取調べ適正化のための監督の適切な運用が各都道府県警察で斉一性を保ちながら適切に運用されることを目的として、93回延べ189所属に対して警察庁職員による実地の点検及び指導を実施した。</p> <p>取調べ室の透視鏡の整備の推進</p> <p>21年度から3か年計画により取調べ状況を容易に確認するための透視鏡等の施設整備を推進した。</p> <p>取調べ状況管理システムの整備の推進</p> <p>各都道府県警察では、インフラ基盤の整備状況に応じて、合理的な被疑者取調べの監督が可能となるシステムの整備を推進した。</p> <p>適正捜査に係る研修の実施</p>	

警察大学校において、

- ・ 取調べ監督部門では、各都道府県警察の取調べ監督官に対し、被疑者取調べ監督制度の運用に係る必要な知識、技能等を習得させることを目的とした「被疑者取調べ監督専科」
- ・ 捜査部門では、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している警部に対し、取調べに関する、より専門的知識・技術を習得させることを目的とした「取調べ専科」を実施した。

適切な人事上の措置の実施
被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施に資するよう都道府県警察において、表彰を行うなどの措置を推進した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の方法)
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 被疑者取調べの監督に係る体制の整備状況（体制整備実施都道府県数）

21年4月、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を設置し、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する業務を行う体制を整備した。また、すべての都道府県警察において、組織規模に応じて警察本部総務部門に2～38名の取調べ監督担当者を配置し、被疑者取調べの監督を運用する体制を整備した。

以上から、業績指標 については、被疑者取調べの監督に係る体制が整備されたことから、目標を達成した。

業績指標 被疑者取調べの監督に係る研修の実施状況（実施件数及び実施都道府県数）

警察大学校において、21年9月、22年1月の2回、各都道府県警察の被疑者取調べの監督を運用する取調べ監督担当者を対象に必要な知識、技能等を修得させるため、被疑者取調べ監督専科を実施した。また、すべての都道府県警察において、当該研修結果を踏まえた指導と被疑者取調べ監督制度の定着を図るため、学校教養、昇任前教養等各種研修の機会を利用して、警察署の取調べ監督担当者だけでなく、捜査員等に対しても講義を実施した。

以上から業績指標 については、被疑者取調べ監督制度の定着を図り、当該制度が適切に運用されるようあらゆる機会を通じた研修を実施したことから、目標を達成した。

業績指標 取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備状況（透視鏡の整備台数及び取調べ状況管理システムの整備台数）

21年度は、5,577室の取調べ室に透視鏡を整備し、全国の取調べ室数1万2,048室のうち、1万1,225室（93.2%）に透視鏡を整備した。20年度に比べ整備率は、45.8ポイント増加した。

透視鏡の整備室（台）数

	20年度	21年度	増減数
全国の取調べ室数	11,917室	12,048室	+131室
透視鏡設置済み取調べ室数	5,648室	11,225室	+5,577室
透視鏡整備率	47.4%	93.2%	+45.8ポイント

（22年5月総務課作成）

また、監督部門が日々行う取調べ状況の把握（取調べ室の外からの視認、関係書類の閲覧）の業務量が相当な負担となっていたことから、すべての都道府県警察において、21年4月までにITを活用した業務の合理化・効率化を図ることを目的としたシステムを構築し、以後、必要に応じた改修を繰り返すなどして取調べ状況の把握を容易にするための取調べ状況管理システムの整備を実施した。

以上から業績指標 については、透視鏡が未整備の取調べ室があるものの、

	全国の都道府県警察において取調べ状況の把握を容易にするためのシステムが整備されたことから、目標をおおむね達成した。
評価の結果	業績指標 及び については目標を達成し、 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」をおおむね達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	引き続き、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分に果たし、被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施をより一層推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で実施した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	総務課

基本目標 3 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	<p>暴力団は、経済的利益を追い求め、組織的な暴力を背景とした威力を最大限に利用しながら、社会・経済の変化に対応した資金獲得活動を行っているため、暴力団の資金源を封圧する対策を重点的に推進することによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。</p>	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：暴力団事務所排除等（注1）の件数 注1：暴力団事務所等の撤去及び進出阻止をいう。</p> <p>達成目標：暴力団事務所等（注2）の排除件数を過去5年間の平均値より増加させる。 注2：暴力団事務所、暴力団関係フロント企業並びに暴力団が関係している土地、建物及び居室をいう。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団の資金獲得活動の拠点となっている暴力団事務所等を排除することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることとなることから、暴力団事務所排除等の件数は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：民事訴訟支援（注3）件数及び状況（支援事例） 注3：訴訟提起、仮処分及び裁判外での手続に係る支援をいう。</p> <p>達成目標：民事訴訟支援件数を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団員を相手方とする損害賠償請求訴訟等を支援することは、被害者の被害回復に資するとともに、暴力団の活動資金のはく奪に極めて有効であることから、民事訴訟支援件数等は暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等（注4）に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 注4：暴力団構成員及び準構成員をいう。</p> <p>達成目標：暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第9条（法人等経営支配）第10条（犯罪収益等隠匿）第11条（犯罪収益等收受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー</p>

	<p>・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をなく奪することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることとなることから、暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数等は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>																
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 暴力団構成員等の総検挙人員</p> <hr/> <p>参考指標 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員</p>																
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>暴力団犯罪の取締りの強化 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。</p> <p>暴力団対策法の的確かつ積極的・効果的な活用 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の効果的な発出や指定暴力団員の威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任規定の積極的な適用・活用の支援を図るなど、暴力団対策法を的確かつ積極的・効果的に活用した。</p> <p>暴力団と共生する者の実態解明と取締りの強化 暴力団の資金獲得活動に協力している共生者の実態解明を促進するため、暴力団の活動実態に係る情報の収集・集約及び分析を推進するとともに、その結果に基づく共生者の取締りを推進した。</p> <p>暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援 都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び単位弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下、「民暴委員会」という。）と連携して暴力団を相手方とする民事訴訟等に対する支援を積極的に推進した。</p> <p>暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 暴力団の長期隔離や資金はく奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。</p> <p>19年7月の第9回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 関係省庁と連携し、企業活動から暴力団等の反社会的勢力を効果的に排除する仕組みを構築するとともに、各種会議等において、普及・啓発活動を推進した。</p> <p>各種暴力排除活動の推進 不当要求責任者講習の実施等による行政対象暴力対策及び企業対象暴力対策、暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策並びに暴力団への加入防止を関係機関と連携し、推進した。</p> <p>行政機関、業界団体等との連携強化 関係省庁と連携し、公共工事を含めたあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進したほか、地方公共団体の発注する工事や民間工事等においても同様の措置が講じられるよう、関係省庁と共に地方公共団体、業界団体等に対しての働き掛けを推進した。</p>																
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 暴力団事務所排除等の件数 21年中の暴力団事務所排除等の件数は142件と、16年から20年までの平均件数178件に比べ36件下回った。</p> <p style="text-align: center;">暴力団事務所排除等の件数</p> <table border="1" data-bbox="464 1850 1394 1984"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>16～20年 (平均)</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所排除等の件数</td> <td>163</td> <td>185</td> <td>200</td> <td>188</td> <td>155</td> <td>178</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月暴力団対策課作成）</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲川会の総本部事務所移転に係る情報に基づき、移転予定地の地域住 		16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年	事務所排除等の件数	163	185	200	188	155	178	142
	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年										
事務所排除等の件数	163	185	200	188	155	178	142										

民による暴力団追放運動の支援及び地域住民を原告とした暴力団事務所使用差止請求に係る民事訴訟の支援を実施し、21年4月、「事務所として使用しない」旨の和解に持ち込み、本部事務所移転開設を断念させた（警視庁）。

- ・ 道仁会の本部関連施設進出に係る情報に基づき、暴追センター、民暴委員会等と連携して、進出予定地の地域住民による施設進出阻止活動を支援した結果、21年6月、地元自治体が進出予定の土地建物を買収することにより進出を阻止した（佐賀）。
- ・ 地域住民が道仁会本部事務所等3物件の使用差止めを求める仮処分を申請したところ、21年7月までに、仮処分が認められた（福岡）。

以上から、業績指標 については、指定暴力団の本部事務所等に対する進出阻止運動の結果、その進出が阻止されるなど、効果的な事例があったものの、事務所排除等の件数は16年から20年までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績指標 民事訴訟支援件数及び状況（支援事例）

21年中の民事訴訟支援件数は113件と、16年から20年までの平均件数98件に比べ15件上回った。

民事訴訟支援件数

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年
民事訴訟支援件数	81	134	94	96	85	98	113

(22年5月暴力団対策課作成)

【事例】

- ・ 山口組傘下組織組員らが、同組織の縄張内に所在する飲食店に押し入り、飲食店経営者に暴行を加えるなどして反抗を抑圧し、被害者10名から現金合計約290万円等を強取した強盗致傷事件について、被害者8名が、実行行為者の共同不法行為責任及び山口組組長に対する指定暴力団の代表者の賠償責任を追及するため、暴力団対策法第31条の2等を適用し損害賠償請求訴訟を提起した（警視庁）。
- ・ 山口組傘下組織組員らが、同組織の縄張内に所在する運転代行業者事務所のドア等を損壊した事案等について、被害者が、実行行為者の共同不法行為責任及び山口組組長等に対する指定暴力団の代表者等の賠償責任を追及するため、暴力団対策法第31条の2等を適用し損害賠償請求訴訟を提起した（兵庫）。

以上から、業績指標 については、民事訴訟支援件数が16年から20年までの平均を上回り、また、的確な民事訴訟支援の結果、暴力団対策法第31条の2を適用した損害賠償請求訴訟が初めて提起されたことなどから、目標を達成した。

業績指標 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

21年中の組織的犯罪処罰法第9条（法人等経営支配）、第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等收受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数は113件と、16年から20年までの平均件数60件に比べ53件上回り、没収保全額は、16年から20年までの平均没収保全額5,277万8,045円に比べ3,838万2,580円下回った。

組織的犯罪処罰法の適用件数

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年
適用件数の総数	45	48	57	67	84	60	113
9条(経営支配)	0	0	1	0	1	0	0
10条(隠 匿)	29	21	18	35	41	29	49
11条(収 受)	11	27	35	25	21	24	41
23条(没収保全命令)	5	0	3	7	21	7	23

没収保全命令額	11,865,599	0	824,982	19,413,449	231,796,193	52,778,045	14,395,465
---------	------------	---	---------	------------	-------------	------------	------------

(22年5月暴力団対策課作成)

【事例】

- ・ 稲川会傘下組織組長(45)が、貸金業者と共謀の上、同業者が出資法違反(法定金利を超える利息の受領)により得た犯罪収益を同業者名義の口座から払い戻し、事務所の金庫に収納して隠匿した(神奈川)。
- ・ 浅野組傘下組織幹部(34)が、風俗営業店の経営者から、売春(場所提供)により得た犯罪収益の一部をみかじめ料名目で收受した(広島)。

以上から、業績指標 については、没収保全命令額は16年から20年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数が16年から20年までの平均を大きく上回ったことから、目標をおおむね達成した。

- < 参考指標 > 暴力団構成員等の総検挙人員
 < 参考指標 > 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員

暴力団構成員等の総検挙人員及び主要罪種別検挙人員の推移(注5)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
暴力団構成員等の総検挙人員	29,770	27,608	27,086	25,809	26,769
覚せい剤取締法	6,994	5,736	6,469	5,498	6,440
窃 盗	3,278	3,074	3,013	3,054	3,171
傷 害	3,993	3,720	3,477	3,199	3,093
詐 欺	1,701	1,770	1,687	1,941	2,067
恐 喝	2,556	2,419	2,153	1,982	1,779

(22年4月暴力団対策課作成)

注5：21年度は暫定値

評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 については目標を達成し、業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標としての「暴力団の存立基盤の弱体化」をおおむね達成したと認められる。

しかし、依然として、暴力団は、各種業に介入したり、獲得した資金を巧妙に隠匿したりするなど、資金獲得活動の多様化・巧妙化・不透明化を図っていること、参考指標にみられるとおり暴力団構成員等の検挙人員が減少傾向にあることから、引き続き、暴力団の存在基盤の弱体化を図るため、暴力団組織の実態把握の強化と取締りを推進する必要がある。

また、暴追センターや民暴委員会と連携し、地域住民等による暴力団事務所撤去運動に対する支援や暴力団犯罪被害者等に対する民事訴訟支援を推進するなど、社会全体での暴力排除活動を強力に展開していく必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

暴力団の資金獲得活動の実態や組織実態等の解明を推進し、徹底した取締りを行う。また、22年度予算において認められた暴力団事務所撤去等のための事務所監視活動モデル事業を活用するなどして、暴力団事務所等の排除について一層の支援を図るとともに、暴力団を相手方とする民事訴訟支援等を含め、地域住民、暴追センター、民暴委員会等と連携して、社会全体での暴力排除活動を推進していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・ 平成21年の暴力団情勢(22年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課)
- ・ 犯罪統計書(16~20年警察庁)
- ・ J A F I C 年次報告書(平成21年)(22年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)

評価を実施した時

21年1月から22年3月までの間

期	
政策所管課	暴力団対策課、企画分析課

基本目標 3 業績目標 2 平成21年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売にかかわる組織の弱体化につながる取締りを強化する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：薬物事犯の検挙人員</p> <p>達成目標：薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 薬物事犯には、需要（末端乱用者等）と供給（営利犯）の両面が存在しており、取締り等の薬物対策においては、どちらか一方をおろそかにしては有効な対策となり得ず、両面を見据えた対策が必要であることから、需要と供給の両面を含む薬物事犯の検挙人員は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：営利目的による薬物事犯の検挙人員</p> <p>達成目標：営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、営利目的で薬物の不正取引に関与し、国内に大量の薬物を流入させ、その密売を敢行していることから、営利目的による薬物事犯の検挙人員の増加は、薬物の供給を削減し、薬物密輸・密売組織から収益獲得の機会を奪うとともに、薬物密輸・密売組織に人的な打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標：麻薬特例法第5条（業として行う不法輸入等）、第6条（薬物犯罪収益等隠匿）、第7条（薬物犯罪収益等收受）及び第19条第3項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、薬物の密輸・密売から得られる収益によって組織の維持、拡大を図っていることから、薬物犯罪収益等のはく奪につながる麻薬特例法第5条、第6条、第7条及び第19条第3項の適用件数等の増加は、薬物密輸・密売組織の</p>

	資金獲得活動に打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため																																								
参考指標	参考指標 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合																																								
業績目標達成のために行った施策	<p>薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部を対象とした通信傍受の実施、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等のはく奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p> <p>末端乱用者に対する取締りの強化 薬物の需要根絶の観点から、単純所持、単純使用等の末端乱用者に対する取締りを強化するとともに、中学校、高校等における薬物乱用防止教室の開催、芸能界等における薬物乱用根絶に向けた取組みの支援等を行った。</p> <p>薬物事犯取締活動強化月間の実施 21年5月11日からの1か月間を薬物事犯取締活動強化月間に設定して、組織の総合力を発揮した取締りを実施した。</p> <p>薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 薬物事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロール・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。</p> <p>密輸・密売対策用装備資機材の整備 21年度において、薬物密売組織等を壊滅するための薬物取締用車、同組織の実体解明と検挙を推進するための装備資機材等を整備した。</p> <p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化 国内関係機関との連絡会議及び人事交流並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>																																								
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) 業績指標 薬物事犯の検挙人員 21年度中の薬物事犯の検挙人員は1万5,327人と、16年度から20年度までの平均人数1万4,836人に比べ、491人多かった。</p> <p style="text-align: center;">薬物事犯の検挙人員(注1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>16～20年度 (平均)</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>15,396</td> <td>15,819</td> <td>13,878</td> <td>15,234</td> <td>13,855</td> <td>14,836</td> <td>15,327</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年4月薬物銃器対策課作成)</p> <p>注1：21年度は暫定値</p> <p>以上から、業績指標 については、薬物事犯の検挙人員は16年度から20年度までの平均を上回ったことから、目標を達成した。</p> <p>< 参考指標 > 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合</p> <p style="text-align: center;">薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合(注2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>16～20年度 (平均)</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力団構成員等の検挙人員(人)</td> <td>6,499</td> <td>7,845</td> <td>6,618</td> <td>7,323</td> <td>6,549</td> <td>6,967</td> <td>7,424</td> </tr> <tr> <td>薬物事犯に占める比率(%)</td> <td>42.2</td> <td>49.6</td> <td>47.7</td> <td>48.1</td> <td>47.3</td> <td>47.0</td> <td>48.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年4月薬物銃器対策課作成)</p> <p>注2：21年度は暫定値</p> <p>業績指標 営利目的による薬物事犯の検挙人員 21年度中の営利目的による薬物事犯の検挙人員は981人と、16年度から20年度までの平均人数768人に比べ、213人多かった。</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度	検挙人員(人)	15,396	15,819	13,878	15,234	13,855	14,836	15,327		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度	暴力団構成員等の検挙人員(人)	6,499	7,845	6,618	7,323	6,549	6,967	7,424	薬物事犯に占める比率(%)	42.2	49.6	47.7	48.1	47.3	47.0	48.4
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度																																		
検挙人員(人)	15,396	15,819	13,878	15,234	13,855	14,836	15,327																																		
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度																																		
暴力団構成員等の検挙人員(人)	6,499	7,845	6,618	7,323	6,549	6,967	7,424																																		
薬物事犯に占める比率(%)	42.2	49.6	47.7	48.1	47.3	47.0	48.4																																		

営利目的による薬物事犯の検挙人員（注3）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 （平均）	21年度
検挙人員(人)	799	699	771	792	780	768	981

（22年4月薬物銃器対策課作成）

注3：21年度は暫定値

以上から、業績指標 については、営利目的による薬物事犯の検挙人員は16年度から20年度までの平均を大幅に上回ったことから、目標を達成した。

業績指標 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

1 麻薬特例法第5条（業として行う不法輸入等）、第6条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第7条（同收受）の適用状況

21年中の麻薬特例法の適用件数は、第5条が35件、第6条が5件と、16年から20年までの平均適用件数に比べ第5条が9件（20.5%）、第6条が1件（16.7%）それぞれ少なかった。また、第7条は5件と、平均適用件数に比べ3件（150%）多かった。

麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年
第5条（件）	45	47	40	38	52	44	35
第6条（件）	5	3	5	5	10	6	5
第7条（件）	0	2	5	2	2	2	5

（22年5月薬物銃器対策課作成）

2 麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

21年中の麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額は2,921万5,674円と、16年から20年までの平均没収保全額4,774万4,004円に比べ1,855万8,330円（38.8%）少なかった。

麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 （平均）	21年
没収保全額(円)	67,440,983	92,619,024	10,432,915	45,032,829	23,344,267	47,774,004	29,215,674

（22年5月薬物銃器対策課作成）

【事例】

21年2月、2年以上にわたり組織的に覚せい剤密売を敢行し、9,300万円余りの薬物犯罪収益を得ていた指定暴力団組長らを覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で検挙するとともに、同人らが当該覚せい剤密売で得た薬物犯罪収益と推定される現金（約309万円）及び同収益を保管していた同人ら名義の口座（残高のうち約893万円）に対して、麻薬特例法による起訴前の没収保全命令の発出を受けた（京都、愛知、滋賀）。

以上から、業績指標 については、麻薬特例法第7条の適用件数は16年から20年までの平均を上回ったものの、第5条及び第6条の適用件数並びに第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額については、16年から20年までの平均を下回っていることから、目標の達成が十分とは言い難い。

評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標及び については目標を達成したことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」をおおむね達成したと認められる。
麻薬特例法第5条の適用件数の減少については、密輸・密売組織が首領の下で役割を細分化するとともに、組織防衛を徹底していることが原因と考えられる。また、第6条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が

	<p>巧妙化していることが原因と考えられる。</p> <p>今後は、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>薬物密輸・密売組織の取締りを更に強化するとともに、薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明を図り、没収保全額を増加させ、これらの組織に打撃を与える。</p> <p>また、これらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<p>平成21年中の薬物・銃器情勢（22年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）</p>
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>
政策所管課	<p>薬物銃器対策課</p>

基本目標 3 業績目標 3 平成21年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
業績目標の説明	<p>暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数</p> <p>達成目標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去5年間の平均値より減少させる。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、勢力維持・拡大のための対立抗争等において銃器発砲事件を発生させるが、暴力団による銃器犯罪に対する取締りが強化されれば、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生が抑制されることとなることから、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員</p> <p>達成目標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 主として、暴力団が組織的に銃器使用による凶悪事件を発生させているところ、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件に対する取締りが強化されれば、暴力団に対し、人的打撃を与えることとなることから、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数</p> <p>達成目標：暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等が所持するけん銃の押収が強化されれば、暴力団に対し、物的打撃を与えることとなることから、暴力団員等からのけん銃の押収丁数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	銃器発砲事件の発生件数

	<p>参考指標 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員</p> <p>参考指標 けん銃の押収丁数</p>																																																
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化 暴力団等犯罪組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当て、突き上げ捜査を徹底するなどして、犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を強化した。</p> <p>けん銃取締り特別強化月間の実施 21年10月をけん銃取締り特別強化月間に設定して、組織の総合力を發揮した取締りを実施した。</p> <p>銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施 銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロール・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。</p> <p>けん銃110番報奨制度の実施 20年5月からけん銃110番報奨制度を実施しており、21年中は、同制度を活用して2丁のけん銃を押収した。</p> <p>銃器摘発用装備資機材の整備 21年度予算において、潜在化・巧妙化する銃器犯罪に対する捜査力の強化を図るため、ファイバースコープ及び地中けん銃検索装置等の捜査資機材を配備した。</p> <p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化 国内関係機関との連絡会議及び外国の取締機関との情報交換を実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>																																																
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) 業績指標 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数 21年度中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は22件と、16年度から20年度までの平均発生件数43件に比べ21件(48.8%)少なく、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は1件と、平均発生件数6件に比べ5件(83.3%)少なかった。</p> <p style="text-align: center;">暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数</p> <table border="1" data-bbox="466 1361 1407 1496"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>16～20年度 (平均)</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力団等(件)</td> <td>62</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>43</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>対立抗争(件)</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年5月薬物銃器対策課作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、16年度から20年度までの平均を大幅に下回ったことから、目標を達成した。</p> <p>< 参考指標 > 銃器発砲事件の発生件数</p> <p style="text-align: center;">銃器発砲事件の発生件数</p> <table border="1" data-bbox="466 1756 1407 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>16～20年度 (平均)</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発砲件数(件)</td> <td>82</td> <td>73</td> <td>63</td> <td>52</td> <td>43</td> <td>63</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>暴力団以外・不明(件)</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(22年5月薬物銃器対策課作成)</p> <p>業績指標 暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員 21年度中の暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は117人と、16年度から20年度までの平均検挙人員172人に比</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度	暴力団等(件)	62	50	40	36	29	43	22	対立抗争(件)	7	7	6	6	3	6	1		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度	発砲件数(件)	82	73	63	52	43	63	38	暴力団以外・不明(件)	20	23	23	16	14	19	16
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度																																										
暴力団等(件)	62	50	40	36	29	43	22																																										
対立抗争(件)	7	7	6	6	3	6	1																																										
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度																																										
発砲件数(件)	82	73	63	52	43	63	38																																										
暴力団以外・不明(件)	20	23	23	16	14	19	16																																										

べ55人（32.0%）少なかった。

暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員（注1）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 （平均）	21年度
暴力団構成員等の検挙人員(人)	215	175	181	152	136	172	117

（22年4月薬物銃器対策課作成）

注1：21年度は暫定値

以上から、業績指標 については、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、16年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員

けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員（注2）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 （平均）	21年度
検挙人員(人)	334	250	287	248	220	268	190
暴力団構成員等以外(人)	119	75	106	96	84	96	73

（22年4月薬物銃器対策課作成）

注2：21年度は暫定値

業績指標 暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数

21年度中の暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数は144丁と、16年度から20年度までの平均押収丁数222丁に比べ78丁（35.1%）少なかった。

暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 （平均）	21年度
けん銃 押収丁数(丁)	269	260	186	247	146	222	144

（22年5月薬物銃器対策課作成）

以上から、業績指標 については、暴力団構成員等からのけん銃押収丁数は、16年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > けん銃の押収丁数

けん銃の押収丁数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 （平均）	21年度
けん銃 総押収丁数(丁)	555	477	447	562	470	502	426
暴力団構成員等以外(丁)	286	217	261	315	324	280	283

（22年5月薬物銃器対策課作成）

評価の結果

業績指標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」の達成は十分とは言い難い。
暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員並びに押収丁数の減少については、捜査員がけん銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、けん銃の隠匿手口が巧妙になっていることにより、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられる。今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な搜索の実施等の対策を講ずる必要がある。

評価の結果の

暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織

政策への反映の方向性	<p>による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。</p> <p>特に、捜査員がけん銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、けん銃の隠匿手口が巧妙になっていることに対しては、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実等を図る。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成21年中の薬物・銃器情勢（22年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	薬物銃器対策課、暴力団対策課

基本目標 3 業績目標 4 平成21年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対応するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）</p> <p>達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国際組織犯罪の取行を容易にする犯罪インフラと組織的な背景を有する来日外国人犯罪が治安への重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の犯罪インフラ及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：ICPO を通じた各国捜査機関との協力状況（ICPO を通じた情報の受・発信数及び協力事例）</p> <p>達成目標：ICPO を通じた海外関係機関との情報交換を強化する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： ICPO を通じた情報交換により、国際組織犯罪の検挙に必要な情報等を入手できることから、ICPO を通じた情報の受・発信数等は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標	来日外国人犯罪の共犯件数
業績目標達成のために行った施策	<p>犯罪のグローバル化対策委員会の設置及び「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」の策定</p> <p>犯罪のグローバル化の進展等に的確に対応するため、22年2月、警察庁次長を長とする「犯罪のグローバル化対策委員会」を設置するとともに、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定した。</p> <p>「国際犯罪組織取締要綱」の改正</p> <p>関係部門間の緊密な連携を確保し、国際犯罪組織の実態を的確に解明して実効ある取締りをより一層強力に推進するため、17年4月に定められた「国際犯罪組織取締要綱」を22年2月に改正した。</p> <p>来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施</p> <p>21年6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための</p>	

	<p>活動強化月間」とし、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。</p> <p>事前旅客情報システム（A P I S）の運用及び個人識別情報を活用した適切な出入国審査に係る協力</p> <p>法務省入国管理局及び財務省関税局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と各省庁が保有する要注意人物に係る情報を入国前に照合することのできる事前旅客情報システムの円滑な運用を図った。また、適切な出入国審査が実施されるよう、法務省入国管理局に対して、警察庁が保有しているICPO手配者、指名手配者等の情報を提供した。</p> <p>各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化</p> <p>中国、韓国、ロシア等との間で、捜査協力等について実務者レベルで協議を行った。</p> <p>国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施</p> <p>警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査を担当する警部及び警部補を対象に、国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした研修を、21年5月及び22年1月の2回実施した。</p> <p>来日外国人犯罪対策に係る基盤の整備</p> <p>国際犯罪組織の実態解明や摘発を一層推進するための装備資機材等を整備した。</p>
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法）</p> <p>各業績指標について、基準年に対する達成率の状況を測定する。</p> <p>（結果）</p> <p>業績指標 国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）</p> <p>1 国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム人と日本人が結託した偽装結婚事件 ベトナム生まれの日本人の男らは、17年ころから、ベトナムの現地ブローカーを通じて、偽装結婚希望者を募集するとともに、金銭に困窮している日本人に対して、報酬を支払うことを条件に偽装結婚の相手方として勧誘していた。その上で、日本での就労を希望するベトナム人男女に日本人配偶者としての在留資格を得させるため、ベトナム人と日本人の偽装結婚5組をあっせんした。21年9月までに、日本人9人、ベトナム人5人を公正証書原本不実記載・同行使罪で逮捕した（宮城、福島）。 ・ 人材派遣会社経営者等による不法就労助長等事件 ミャンマー人及びスリランカ人を虚偽の在留資格で集団密航させ、食品加工工場や食肉工場において単純労働に従事させていた事件で、21年6月までに、ブローカー、人材派遣会社経営者等の日本人6人を入管法違反（営利目的集団密航助長、不法就労助長）等、不法就労していたミャンマー人及びスリランカ人8人を同法違反（資格外活動）で逮捕した。ブローカーらは、密航外国人から報酬を得て、母国の語学学校修了書、在職証明書等を偽造の上、人文知識・国際業務や企業内転勤の在留資格を取得させて本邦に集団密航させ、人材派遣会社又は受入企業に斡旋し、単純労働に従事させていた（警視庁、茨城、栃木）。 <p>2 組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国人グループによる広域窃盗（空き巣）事件 19年7月以降、関東近辺の9都府県の住宅等を対象に空き巣事件等を敢行していた事件で、21年7月までに、中国人16人及び日本人7人の計23人を逮捕した。被疑者らは、中国人首魁の下、数グループを構成し、

日本人運転手と中国人の見張り役・実行犯とで役割分担の上、空き巣等約460件(被害総額約3億2,000万円)の犯行に及んでいた(埼玉、栃木、群馬)。

- ・ 中国人らによる広域にわたる不正作出支払用カード電磁的記録供用・詐欺等事件

中国人の男らは、20年6月から同年11月にかけて、1都2府11県において、国内の中国エステ店等においてスキミングしたカード情報を基に、クレジットカードを偽造した上で、偽造カードを用いて家電量販店等からパソコン、デジタルカメラ等の商品をだまし取り、これを換金した。21年11月までに、中国人15人、フィリピン人1人及び日本人26人の計42人を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で検挙した。(警視庁、宮城、大阪、奈良)。

以上から、業績指標 については、犯罪インフラ事犯及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪(組織的侵入盗等)につき、その実態を解明するとともに、国際犯罪組織の弱体化・壊滅を図った事例があることから、目標をおおむね達成した。

< 参考指標 > 来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数(注1)

年次 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度
総検挙人員(人)	22,081	20,633	18,207	15,545	13,594	18,012	13,136
総検挙件数(件)	45,599	47,193	38,216	34,597	30,428	39,207	26,190

(22年4月国際捜査管理官作成)

注1: 21年度は暫定値

< 参考指標 > 来日外国人犯罪罪種別検挙件数(注2)

年次 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度
刑法犯検挙件数(件)	30,285	32,891	26,063	24,927	22,700	27,373	19,069
凶悪犯	348	312	256	211	192	264	185
粗暴犯	553	725	792	846	859	755	823
窃盗犯	22,699	28,442	21,767	20,493	18,862	23,053	14,977
知能犯	822	740	665	941	653	764	1,029
風俗犯	70	106	99	86	84	89	80
その他	2,793	2,566	2,484	2,350	2,050	2,449	1,975

(22年4月国際捜査管理官作成)

注2: 21年度は暫定値

< 参考指標 > 来日外国人犯罪の共犯件数(注3)

年次 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	16～20年度 (平均)	21年度
刑法犯検挙件数(件)	30,285	32,891	26,063	24,927	22,700	27,373	19,069
単独犯事件(件)	10,299	8,598	8,835	9,200	8,619	9,110	7,785
共犯事件(件)	19,996	24,293	17,228	15,727	14,081	18,263	11,284
比率(%)	66.0	73.9	66.1	63.1	62.0	66.7	59.2

(22年4月国際捜査管理官作成)

注3: 21年度は暫定値

業績指標 ICPO を通じた各国捜査機関との協力状況(ICPO を通じた情報の受・発信数及び協力事例)

ICPO を通じた情報の受・発信数の16年から20年までの5年間の平均値と21年の数を比較すると、発信数では66件(2.6%)、受信数では11,598件(63.0%)、全体では18,488件(75.8%)、それぞれ増加している。

ICPO を通じた情報の発信・受信の数

年次 区分	16年	17年	18年	19年	20年	16～20年 (平均)	21年
警察庁から発信数	2,708	2,206	2,741	2,732	2,394	2,568	2,634

警察庁の受信数	15,539	18,107	18,011	19,151	21,172	18,396	29,994
総数	20,949	23,339	24,022	25,912	27,732	24,391	42,879

(22年5月国際捜査管理官作成)

【事例】

- マレーシアにおけるフィリピン人身代金目的誘拐事件
21年12月、インターネットのチャットで知り合った男性に会うため、日本在住のフィリピン国籍の女性がマレーシアへ渡航したところ、空港において、ナイジェリア人の男らに誘拐された上、日本在住の妹に身代金の要求がなされた。警察では、事件認知後、直ちにICPOルートによりマレーシア警察に、事件発生を通報するとともに、捜査協力を要請した。日本の警察及びマレーシアの警察において、それぞれ捜査体制を整え、相互に情報交換を行うなどし、緊密な連携を図った。その後、保護された同人の供述に基づき、マレーシア警察が、ナイジェリア人の男1人及びマレーシア人の男女を逮捕した。
- 壁破りを侵入手段とした貴金属店対象の多額窃盗事件
香港の男らは、22年1月、貴金属店の外壁を破壊して店内に侵入し、高級腕時計等を盗んだ。犯行の手口から爆窃団による犯行である可能性が高いと考えられたことから、香港警察と情報交換を行っていたところ、本件の被害品と疑われる時計が香港に郵送されている旨の情報をICPOルートにより受理した。日本における被害状況等を香港警察に対して情報提供するなどした結果、同年1月、香港警察が、香港等の男3人及び女3人を香港の法令に基づく盗品に関する罪で逮捕した。

以上から、業績指標 については、21年のICPOを通じた情報の受・発信の総数が16年から20年までの5年間の平均値を上回っているとともに、ICPOを通じた情報交換により、外国治安機関と緊密に連携し、被疑者を逮捕した事例がみられたことから、目標を達成した。

評価の結果

業績指標 については目標をおおむね達成し、業績指標 については目標を達成したことから、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」をおおむね達成したと認められる。
しかしながら、昨今、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった、犯罪のグローバル化というべき状況がみられ、治安に対する重大な脅威となっていることから、今後も継続して情報の収集・共有・分析能力の強化やグローバルな国際協力体制の構築を図るなどにより、国際犯罪組織の実体解明や事件検挙等の来日外国人犯罪対策の強化を図っていく必要がある。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

国際犯罪組織の実態を解明するとともに、その基盤に打撃を与える効果的な取締りをより一層推進していくこととする。
特に、犯罪のグローバル化に的確に対応するため、国際犯罪組織に関連する来日外国人等の組織、活動、ネットワーク、資金等に関する情報の収集・分析機能を強化するとともに、外国治安機関との連携を一層緊密にし、グローバルな国際協力体制を構築し、事件発生時における共同オペレーションを積極的に推進していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

来日外国人犯罪の検挙状況(平成21年)(22年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官)

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

基本目標 3 業績目標 5 平成21年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	犯罪収益対策の推進	
業績目標の説明	犯罪による収益は、組織的な犯罪を助長するために使用され、犯罪による収益の移転が被害回復を困難にするとともに、これが事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであることから、犯罪による収益の移転を防止するとともに、取締りによってこれをはく奪する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：疑わしい取引の届出件数</p> <p>達成目標：疑わしい取引の届出件数の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：19～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引の届出は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に金融機関等が行うものであるが、これが増加すれば、犯罪収益に係る実態把握が進むことから、疑わしい取引の届出件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数</p> <p>達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引に関する情報を端緒とする事件検挙は、犯罪収益に係る取引を阻止又は抑止するものであるが、これが増加すれば、犯罪収益の移転の防止につながることから、疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標：組織的犯罪処罰法（第9条、第10条、第11条及び第23条）及び麻薬特例法（第5条、第6条、第7条及び第19条第3項）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 犯罪組織は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えることとなることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数等は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：外国F I U（注1）とのMOU（注2）締結件数</p> <p>注1：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・</p>

	<p>分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のF I Uは、J A F I C (Japan Financial Intelligence Center) との名称が国際的に通用している。</p> <p>注2：Memorandum of Understanding の略。マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係る資金情報の交換に関する当局間文書</p> <p>達成目標：外国F I UとのM O Uの締結件数を増加させる。</p> <p>基準年：19～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国内F I Uと外国F I Uとの情報交換により、マネー・ロンダリング行為に係る各種情報等を入手等できるところ、外国F I UとのM O Uの締結が進めば、国際的な犯罪収益の移転防止の推進につながることから、外国F I UとのM O Uの締結件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため</p>												
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 なし</p>												
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>疑わしい取引の届出制度についての特定事業者の理解と協力の確保 ウェブサイトによる広報を実施したほか、関係省庁と連携し、特定事業者を対象とする研修会において疑わしい取引の届出制度に関する説明を行うなど、周知活動を推進した。</p> <p>疑わしい取引に関する情報の分析の強化 F I Uの機能強化のため、組織の充実を図るとともに分析手法の高度化に努めた。</p> <p>組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用 暴力団を始めとする犯罪組織から犯罪による収益をなく奪するため、犯罪組織の活動実態と資金獲得状況の把握に努め、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を積極的に適用した。</p> <p>F A T F (注3) 等国際的な枠組みへの積極的な参画 F A T F等マネー・ロンダリング対策を推進するための国際機関等の活動に積極的に参画したほか、外国F I Uとの情報交換枠組みの設定に取り組み、積極的かつ迅速な情報交換を行った。</p> <p>注3：Financial Action Task Force (金融活動作業部会) の略。1989年(元年)のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ロンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしているもの</p>												
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) 業績指標 疑わしい取引の届出件数 21年中の疑わしい取引の届出件数は27万2,325件で、20年に比べ、3万7,065件(15.8%)増加し、2年連続で前年を上回った。</p> <p>疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への提供件数</p> <table border="1" data-bbox="467 1688 979 1789"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出件数(件)</td> <td>158,041</td> <td>235,260</td> <td>272,325</td> </tr> <tr> <td>提供件数(件)</td> <td>98,629</td> <td>146,330</td> <td>189,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>(22年5月犯罪収益移転防止管理官作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、疑わしい取引の届出件数が増加傾向を維持し、前年比15.8%増加したことから、目標を達成した。</p> <p>-----</p> <p>業績指標 疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数 20年中の疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は337件と、19年に比べ、162件(92.6%)増加した。</p>		19年	20年	21年	届出件数(件)	158,041	235,260	272,325	提供件数(件)	98,629	146,330	189,749
	19年	20年	21年										
届出件数(件)	158,041	235,260	272,325										
提供件数(件)	98,629	146,330	189,749										

疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
検挙した事件数(件)	13	18	50	99	175	337

(22年5月企画分析課作成)

以上から、業績指標 については、疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数が増加傾向を維持し、前年比92.6%増加したことから、目標を達成した。

業績指標 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

1 組織的犯罪処罰法の適用状況

21年中の組織的犯罪処罰法の適用件数は、第10条が172件、第11条が54件と、16年から20年までの平均適用件数に比べ、第10条が77件(81.1%)、第11条が19件(54.3%)それぞれ多かった。

組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条の適用件数(件)

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
総数	65	107	134	177	173	130	226
9条(経営支配)	0	0	1	0	1	0	0
10条(隠匿)	50	65	91	137	134	95	172
11条(収受)	15	42	42	40	38	35	54

(22年5月企画分析課作成)

2 麻薬特例法の適用状況

21年中の麻薬特例法の適用件数は、第5条が35件、第6条が5件と、16年から20年までの平均適用件数に比べ第5条が9件(20.5%)、第6条が1件(16.7%)それぞれ少なかった。また、第7条は5件と、平均適用件数に比べ3件(150%)多かった。

麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
第5条(件)	45	47	40	38	52	44	35
第6条(件)	5	3	5	5	10	6	5
第7条(件)	0	2	5	2	2	2	5

(22年5月薬物銃器対策課作成)

3 起訴前の没収保全命令による没収保全額

21年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は2億7,018万8,760円と、16年から20年までの平均没収保全額2億4,255万972円に比べ2,763万7,788円(11.4%)多かった。麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額は、2,921万5,674円と、16年から20年までの平均没収保全額4,777万4,004円に比べ1,855万8,330円(38.8%)少なかった。

組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全額(注4)

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
没収保全額(円)	12,079,511	564,953,561	52,680,512	268,801,546	314,239,728	242,550,972	270,188,760

(22年5月企画分析課作成)

注4：21年は、表に示したほか、外貨750USドルの没収保全命令が発出された。

麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全額

	16年	17年	18年	19年	20年	16~20年 (平均)	21年
没収保全額(円)	67,440,983	92,619,024	10,432,915	45,032,829	23,344,267	47,774,004	29,215,674

(22年5月薬物銃器対策課作成)

以上から、業績指標 については、麻薬特例法の適用件数の一部や起訴前の没収保全額が16年から20年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全額が16年から20年までの平均を上回ったことから、目標をおおむね達成した。

業績指標 外国F I UとのMOU締結件数

21年度中は、フランス、カタール及びトルコのF I UとMOUを締結した。

MOUの締結件数（注5）

	19年度	20年度	19～20年度 （平均）	21年度
警察庁F I Uが新たに締結した件数（件）	4	4	4	3
金融庁F I Uが締結していた国・地域と締結し直した件数（件）	9	1	5	0
合計	13	5	9	3

（22年5月犯罪収益移転防止管理官作成）

注5：金融庁F I Uは総数10件のMOUを締結していたが、19年4月に警察庁F I Uになったことから、これを19年度に9件、20年度に1件締結し直した。

以上から、業績指標 については、外国F I Uとの間で積極的な情報交換を行ったものの、締結件数は19年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」をおおむね達成したと認められる。

暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していく必要がある。

また、国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国F I Uとの間でMOUを締結するための交渉に取り組むことにより、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

F I U機能の強化のため、22年度は11人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の強化を図っていくこととする。

また、麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全による没収額が減少したことから、今後は薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して、薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者の的確な検挙、犯罪収益のはく奪を徹底し、犯罪収益がマネー・ローンダリングを含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。これらの施策を強力に推進するには、犯罪組織の資金獲得・隠匿活動の多様化・複雑化に対応するとともに、近年のグローバル化する犯罪組織の資金ルートを的確に解明する必要があることから、今後もF I U機能の強化を図ることとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過

犯罪収益移転防止管理官（J A F I C）年次報告書（平成21年）（22年3

程において使用した資料その他の情報に関する事項	月警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、薬物銃器対策課

基本目標 4 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	
業績目標の説明	全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数</p> <p>達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を2割以上減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため（注）</p> <p>注：「交通安全対策推進プログラム」（18年4月策定）において、警察における目標として、歩行中・自転車乗用中死者数（歩行中又は自転車乗用中に交通事故に遭い死亡した者の数（交通事故の相手方の種別を問わない。）を22年までに約2割以上減少させることを掲げている。</p>
	業績指標	<p>指標：歩行者と自転車との交通事故件数</p> <p>達成目標：歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 自転車については幅広い利用者がある一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>生活道路対策及び幹線道路対策の推進 警察署と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において点的・線的な交通事故抑止対策を実施するよう指導した。</p> <p>歩行空間のバリアフリー化 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。</p> <p>反射材の普及促進 21年10月に、「反射材フェア2009」（全日本交通安全協会主催・警察庁後援）を開催したほか、反射材の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用促進を図った。</p> <p>薄暮時の早め点灯の促進 21年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」を定め、重点の推進項目の中で「自動車</p>	

の前照灯の早め点灯の励行」を示した。

高齢者に対する交通安全教育の充実

参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導したところ、21年には全国で約5万7,000回(参加人員約291万4,000人)の交通安全教育が行われた。

改正道路交通法の施行(20年6月)を踏まえた自転車の通行ルールの周知徹底及び交通安全教育の推進

自転車利用者に対する普通自転車の歩道通行要件、児童・幼児の乗車用ヘルメット着用等のルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援)や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。

児童・幼児用ヘルメットの着用促進

自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、児童・幼児用ヘルメットの着用の促進を図った。

自転車側面への反射材の備付け

夜間における自転車の交通事故の防止を図るため、「平成21年春の全国交通安全運動推進要綱」(平成21年2月6日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)及び「平成21年秋の全国交通安全運動推進要綱」(平成21年7月1日同本部決定)に沿って、運動期間中のキャンペーン等において灯火の取付けの徹底と反射材の普及促進を図った。

自転車の走行空間の確保

自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。

自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じるよう、都道府県警察を指導した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する21年中の状況を測定する。

(結果)

業績指標 歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数

- ・ 21年中の歩行中の交通事故死者数は基準年である17年に比べ387人(18.4%)減少し、1,717人となった。なお、17~21年にかけて歩行中の交通事故死者数はその前年より常に減少している。
- ・ 21年中の自転車乗車中の交通事故死者数は基準年である17年に比べ151人(17.8%)減少し、695人となった。なお、17~21年にかけて自転車乗車中の交通事故死者数はその前年より常に減少している。

状態別交通事故死者数の推移(各年12月末)

	17年	18年	19年	20年	21年
歩行中(人)	2,104	2,051	1,943	1,721	1,717
自転車乗車中(人)	846	812	745	717	695

(22年5月交通企画課作成)

以上から、業績指標 については、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数がいずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績指標 歩行者と自転車との交通事故件数

21年中の交通事故発生件数のうち、歩行者と自転車との交通事故発生件数は基準年である17年に比べ358件(13.8%)増加し、2,934件となった。なお、

	<p>18～20年にかけて事故件数はその前年より常に増加していたものの、21年はその前年より8件の減少に転じた。</p> <p style="text-align: center;">歩行者と自転車との交通事故発生件数の推移（各年12月末）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数（件）</td> <td>2,576</td> <td>2,767</td> <td>2,856</td> <td>2,942</td> <td>2,934</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（22年5月交通企画課作成）</p> <p>以上から、業績指標 については、増加傾向に歯止めがかかったものの、目標の達成が十分とは言い難い。</p>		17年	18年	19年	20年	21年	件数（件）	2,576	2,767	2,856	2,942	2,934
	17年	18年	19年	20年	21年								
件数（件）	2,576	2,767	2,856	2,942	2,934								
評価の結果	<p>業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績目標については目標の達成に向けて推移していることから、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。</p>												
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動、取締りの強化等の施策を推進した結果、自転車と歩行者との交通事故件数の増加傾向に歯止めがかかったものと認められることから、引き続きこれらの施策を継続して推進する。</p>												
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（22年1月交通企画課作成広報資料） ・平成21年中の交通事故の発生状況について（22年2月交通企画課作成広報資料） 												
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>												
政策所管課	<p>交通企画課、交通指導課、交通規制課</p>												

基本目標 4 業績目標 2 平成21年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されることなどから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。
業績指標 及び達成目標	<p>業績指標</p> <p>指標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数</p> <p>達成目標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、達成年までに約1割以上抑止する。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高める等の措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る指標となるため（注）</p> <p>注：「交通安全対策推進プログラム」（18年4月策定）において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約1割以上抑止することを掲げている。</p>
参考指標	参考指標 70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行った施策	<p>信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等 車両運転者にとって見やすく、分かりやすいよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進した。</p> <p>講習予備検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。</p> <p>講習予備検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、講習予備検査の結果に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>臨時適性検査の的確な実施 臨時適性検査を的確に実施するため、専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。</p> <p>高齢者講習の充実による運転継続支援 高齢者講習を実施し、高齢者の運転継続を支援した。また、21年6月の講習予備検査の導入にあわせ、年齢による視野機能の低下が安全運転に与える影響等の調査研究の結果に基づき、運転適性検査機材による視野検査を導入した。</p> <p>高齢運転者標識の使用促進 高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるよう、他の年齢層に対しても、広報啓発に努めた。</p> <p>高齢運転者等への支援の実施 高齢者講習の受講待ちの解消や免許更新窓口の拡大等について、都道府県警察を指導した。</p>
効果の把握の手法 及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する21年中の状況を測定する。 （結果）</p>

業績指標 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

- ・ 21年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は640件と、基準年である17年に比べ118件(15.6%)、20年に比べ34件(5.0%)減少した。
- ・ 21年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、9.3件と、基準年である17年に比べ4.7件(33.6%)、20年に比べ1.0件(9.7%)減少した。

70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
件数(件)	690	758	697	684	674	640

(22年5月運転免許課作成)

70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
件数(件)	13.6	14.0	12.2	11.1	10.3	9.3

(22年5月運転免許課作成)

したがって、業績指標 については、21年において、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、基準年から約1割以上抑止するという目標の達成に向けて推移している。

<参考指標 > 70歳以上の高齢運転免許保有者数

70歳以上の高齢運転免許保有者数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
運転免許保有者数(人)	5,074,356	5,402,449	5,725,321	6,158,972	6,532,054	6,859,885

(22年5月運転免許課作成)

評価の結果

業績指標 については目標の達成に向けて推移していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」については達成に向けて推移していると認められる。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・ 交通統計(平成21年版)(22年4月交通局作成)
- ・ 運転免許統計(平成21年版)(22年6月運転免許課作成)

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

政策所管課

交通企画課、運転免許課

基本目標 4 業績目標 3 平成21年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	依然として飲酒運転による死亡事故が多発していることなどから、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数</p> <p>達成目標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数</p> <p>達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	暴走族構成員の検挙者数
業績目標達成のために行った施策	<p>悪質性、危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>使用者の背後責任の追及等 悪質・危険な運転行為による交通事故について背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすとともに、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等について関係機関への確実な通報等を行うよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>総合的な暴走族対策の推進 交通部門、少年部門、地域部門等が連携した暴走族取締りを実施したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。</p> <p>科学的な交通事故事件捜査の推進 高度な知識及び技能を有する交通捜査員を養成するため、衝突実験に基づく事故解析等の専門的研修を行う交通事故鑑識官養成専科を開催し、科学的な交通事故事件捜査を推進した。</p> <p>悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施</p>	

21年6月1日の改正法施行により、悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されたことから、法改正の効果を発揮するためにも迅速な違反等の登録、処分の早期決定による早期執行及び長期未処理事案の解消を推進し、迅速・的確な行政処分を実施するよう都道府県警察を指導した。

常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究の実施

常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究を実施し、より効果的な処分者講習を実施するための検討を進めた。

取消処分者講習、停止処分者講習等の充実

行政処分の強化に伴い、飲酒運転等の違反者に対する停止処分者講習や取消処分者講習の一層の充実と講習効果向上のための改善について、都道府県警察を指導した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する21年中の状況を測定する。

(結果)

業績指標 悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

- ・ 21年中の飲酒運転による交通死亡事故は292件と、基準年である17年に比べ415件(58.7%)、20年に比べ13件(4.3%)減少した。
- ・ 21年中の無免許運転による交通死亡事故は71件と、基準年である17年に比べ77件(52.0%)、20年に比べ23件(24.5%)減少した。
- ・ 21年中の最高速度違反による交通死亡事故は328件と、基準年である17年に比べ330件(50.2%)、20年に比べ28件(7.9%)減少した。
- ・ 21年中の信号無視による交通死亡事故は151件と、基準年である17年に比べ92件(37.9%)、20年に比べ38件(20.1%)減少した。
- ・ 21年中の歩行者妨害等による交通死亡事故は288件と、基準年である17年に比べ57件(16.5%)、20年に比べ8件(2.7%)減少した。
- ・ 21年中の指定場所一時不停止による交通死亡事故は156件と、基準年である17年に比べ94件(37.6%)、20年に比べ38件(19.6%)減少した。

原付以上運転者(第1次当事者)の法令違反別死亡事故件数の推移

年	17年	18年	19年	20年	21年	前年比
飲酒運転	707	611	430	305	292	-4.3%
無免許運転	148	108	87	94	71	-24.5%
最高速度違反	658	520	449	356	328	-7.9%
信号無視	243	209	198	189	151	-20.1%
歩行者妨害等	345	361	306	296	288	-2.7%
指定場所一時不停止	250	233	217	194	156	-19.6%

(22年5月交通指導課作成)

以上から、業績指標 については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績指標 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数

- ・ 21年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は1万454人と、基準年である17年に比べ4,632人(30.7%)、20年に比べ1,062人(9.2%)減少した。
- ・ 21年中の暴走族のい集・走行回数は3,572回と、基準年である17年に比べ997回(21.8%)減少したものの、20年に比べ4回(0.1%)増加した。
- ・ 21年中の暴走族に関する110番通報件数は5万5,549件と、基準年である17年に比べ1万7,815件(24.3%)、20年に比べ2,044件(3.5%)減少した。

暴走族構成員数等の推移

年	17年	18年	19年	20年	21年	前年比
構成員数	15,086	13,677	12,584	11,516	10,454	-9.2%
い集・走行回数	4,569	4,730	4,174	3,568	3,572	0.1%
110番通報件数	73,364	65,520	64,057	57,593	55,549	-3.5%

(22年5月交通指導課作成)

	<p>以上から、業績指標 については、暴走族のい集・走行回数が21年中にわずかに増加したことを除き、減少傾向にあることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。</p> <p><参考指標 > 暴走族構成員の検挙件数 21年中の暴走族構成員の検挙件数は2万9,898件と、17年に比べ1万9,069件(38.9%)、20年に比べ3,317件(10.0%)減少した。</p> <p>暴走族構成員の検挙件数</p> <table border="1" data-bbox="475 443 1385 510"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>48,967</td> <td>40,259</td> <td>34,601</td> <td>33,215</td> <td>29,898</td> <td>-10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(22年5月交通指導課作成)</p>	年	17年	18年	19年	20年	21年	前年比	検挙件数	48,967	40,259	34,601	33,215	29,898	-10.0%
年	17年	18年	19年	20年	21年	前年比									
検挙件数	48,967	40,259	34,601	33,215	29,898	-10.0%									
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については目標の達成に向けて推移し、また、業績指標 についてもおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>														
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。 なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。</p>														
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>														
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について(22年1月交通企画課作成広報資料) ・平成21年中の暴走族の実態及び取締り結果について(22年2月交通指導課作成広報資料) 														
<p>評価を実施した時期</p>	<p>21年1月から22年3月まで</p>														
<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、運転免許課</p>														

基本目標 4 業績目標 4 平成21年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：シートベルトの着用率</p> <p>達成目標：助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にするため、前年よりもそれぞれの着用率を向上させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： シートベルトの運転席の着用率は90%を超えているものの、助手席及び後部座席における着用率については、運転席ほど高くないことから、シートベルト着用促進のための施策を推進しているところ、助手席及び後部座席の着用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：チャイルドシートの使用率</p> <p>達成目標：チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： チャイルドシートの使用は法令により義務付けられている一方、その使用率は50%にも達しておらず、チャイルドシート未使用幼児等の交通事故時における致死率は高いため、使用率向上のための施策を推進しているところ、チャイルドシートの使用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	過去5年間のシートベルトの着用有無別致死率
	参考指標	過去5年間のチャイルドシートの使用有無別致死率
業績目標達成のために行った施策	<p>義務化を踏まえた取締りの実施及び積極的な広報啓発活動による後部座席等におけるシートベルトの着用促進</p> <p>自動車の乗員すべてにシートベルトの着用が義務付けられたことを踏まえ、関係機関・団体と連携したシートベルトの着用徹底キャンペーンの展開等の広報啓発活動や、シートベルトコンビンサーを用いた参加・体験型の交通安全教育等により、後部座席を含めたすべての座席のシートベルト着用促進を図るとともに、シートベルトの着用に係る指導・取締りを推進した。</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>21年4月、社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動の推進等チャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施するよう都</p>	

道府県警察を指導した。

効果の把握の手法
及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する21年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 シートベルトの着用率

21年中の一般道におけるシートベルト着用率は以下のとおり。

- ・ 運転席については96.6%と、基準年である17年に比べ4.2ポイント、18年に比べ2.8ポイント、19年に比べ1.6ポイント、20年に比べ0.7ポイント向上した。
- ・ 助手席については90.8%と、基準年である17年に比べ10.5ポイント、18年に比べ7.4ポイント、19年に比べ4.5ポイント、20年に比べ1.6ポイント向上した。
- ・ 後部座席については33.5%と、基準年である17年に比べ25.4ポイント、18年に比べ26.0ポイント、19年に比べ24.7ポイント、20年に比べ2.7ポイント向上した。

シートベルト着用率の推移(過去5年間)(注1)

		17年	18年	19年	20年	21年
シートベルト 着用率(%) (一般道)	運転席	92.4	93.8	95.0	95.9	96.6
	助手席	80.3	83.4	86.3	89.2	90.8
	後部座席	8.1	7.5	8.8	30.8	33.5

(22年5月交通企画課作成)

注1：毎年10月、警察庁と社団法人日本自動車連盟が、全国780か所(原則として毎年同一の場所で実施)で目視により実施

以上から、業績指標 については、助手席は、運転席と同水準に近づいていることから、達成に向けて推移していると認められるものの、後部座席は、前年よりやや上昇したが、33.5%にとどまっており、目標の達成が十分とは言い難い。

<参考指標> 過去5年間の座席別シートベルトの着用有無別致死率

シートベルトの着用有無別致死率(%) (注2)

	17年		18年		19年		20年		21年	
	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用
運転席	0.19	7.29	0.16	7.50	0.17	7.20	0.15	7.14	0.16	7.32
助手席	0.17	1.92	0.20	2.05	0.16	1.75	0.17	1.80	0.17	2.16
後部座席	0.11	0.42	0.09	0.34	0.12	0.35	0.15	0.41	0.14	0.54
その他	0.00	0.72	0.60	0.45	0.00	0.39	0.31	0.12	0.00	0.37
合計	0.18	1.90	0.17	1.75	0.16	1.53	0.15	1.75	0.16	2.07

(22年5月交通企画課作成)

注2：致死率 = 死者数(自動車乗車中) ÷ 死傷者数(自動車乗車中) × 100

業績指標 チャイルドシートの使用率

21年中のチャイルドシート使用率は54.8%と、基準年である17年に比べ5.7ポイント、18年に比べ5.4ポイント、19年に比べ7.9ポイント、20年に比べ4.6ポイント向上した。

チャイルドシート使用率の推移(過去5年間)(注3)

	17年	18年	19年	20年	21年
使用率(%)	49.1	49.4	46.9	50.2	54.8

(22年5月交通企画課作成)

注3：毎年4月、警察庁と社団法人日本自動車連盟が、全国100か所(原則として毎年同一の場所で実施)で聴き取りにより実施

以上から、業績指標 については、前年より向上したが、54.8%にとどまっており、目標の達成が十分とは言い難い。

	<p>< 参考指標 > 過去5年間のチャイルドシートの使用有無別致死率</p> <p>チャイルドシートの使用有無別致死率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用</td> <td>0.09</td> <td>0.04</td> <td>0.12</td> <td>0.06</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>不使用</td> <td>0.28</td> <td>0.39</td> <td>0.29</td> <td>0.37</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.74</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.16</td> <td>0.17</td> <td>0.18</td> <td>0.15</td> <td>0.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>(22年5月交通企画課作成)</p>		17年	18年	19年	20年	21年	使用	0.09	0.04	0.12	0.06	0.10	不使用	0.28	0.39	0.29	0.37	0.39	不明	0	0	0	0	0.74	合計	0.16	0.17	0.18	0.15	0.19
	17年	18年	19年	20年	21年																										
使用	0.09	0.04	0.12	0.06	0.10																										
不使用	0.28	0.39	0.29	0.37	0.39																										
不明	0	0	0	0	0.74																										
合計	0.16	0.17	0.18	0.15	0.19																										
評価の結果	<p>業績指標 及び については前年を上回ったものの、目標の達成が十分とはいえないことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」については達成に向けて推移しているとはいえない。</p> <p>達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が重要と考えられることから、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。</p>																														
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>後部座席シートベルト着用率の向上については、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、非着用の場合の車外放出の危険性等を強調した広報啓発活動を展開するほか、衝突実験映像、シートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進する。</p> <p>チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。</p>																														
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>																														
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中の交通事故の発生状況について(22年2月交通企画課作成広報資料) ・警察庁・JAF合同シートベルト着用率実態調査(21年10月交通企画課作成広報資料) ・警察庁・JAF合同チャイルドシート使用率実態調査(21年4月交通企画課作成広報資料) 																														
評価を実施した時期	<p>21年1月から22年3月までの間</p>																														
政策所管課	<p>交通企画課</p>																														

基本目標 4 業績目標 5 平成21年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	第二次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故</p> <p>達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 信号機の高度化等により、死傷事故を約4万件/年抑止 あんしん歩行エリアの整備（注1）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約2割抑止 <small>注1：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施</small> 事故危険箇所対策（注2）により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止 <small>注2：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備</small></p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 第二次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため</p>
	業績指標	<p>信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量</p> <p>達成目標：信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-CO₂/年削減させる。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 第二次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため</p>
	業績指標	<p>信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間</p> <p>達成目標：信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間/年短縮させる。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 第二次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため</p>
	業績指標	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合</p>

	<p>達成目標：原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 第二次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため</p>
参考指標	参考指標 なし
業績目標達成のために行った施策	<p>特定交通安全施設等整備事業（主な事業内容は、別添1参照） 特定交通安全施設等整備事業の最終予算</p> <p>20年度 補助金ベース 233億円【事業費ベース 467億円】 21年度 補助金ベース 226億円【事業費ベース 451億円】</p>
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 社会資本整備重点計画法第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた成果目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設等の整備による効果を評価する。</p> <p>（結果） 21年度末（22年3月末）現在における効果は、次のとおりであった（別添2及び別添3参照）。</p> <p>業績指標 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 信号機の高度化等により、死傷事故は21年度末（22年3月末）までに年間当たり約2万2千件抑止されているものと推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。 なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、効果測定中である。 【参考】 第一次社会資本整備重点計画（計画期間：平成15年度～19年度）におけるあんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策の推進結果 あんしん歩行エリアの整備 エリア内の死傷事故件数 19.9%減（14年 20年） エリア内の歩行者・自転車事故件数 13.8%減（14年 20年） 事故危険箇所対策の推進結果 対策実施箇所における死傷事故件数 25.2%減（14年 19年）</p> <hr/> <p>業績指標 信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は21年度末までに年間当たり約14.3万t-CO2抑止されていると推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <hr/> <p>業績指標 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は21年度末までに約0.7億人時間/年短縮されていると推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <hr/> <p>業績指標 バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合 信号機等のバリアフリー化の割合は、21年度末現在で91.5%となった。</p>

	以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果	業績指標 、 、 及び についてはおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「道路交通環境の整備」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	実施した施策に成果があったと認められることから、第二次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。 ・ 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長：大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	交通安全施設の効果測定報告書(22年3月警察庁委託)
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	交通規制課

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム多段系統化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 半感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多現示化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム多段化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 速度感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行抑止システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対向車接近表示システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者感応化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者用付加装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式歩行者誘導付加装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。

信号機の高度化等による各種効果（21年度末現在）

交通事故抑止効果
信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	2,457	835	675	324	232	302	931	1,313	517	253
21年度	2,285	777	633	304	169	220	913	1,287	354	173
小計	4,742	1,612	1,308	628	401	521	1,844	2,600	871	427

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	4,274	5,300	5	9	52	22	264	148	17	26
21年度	4,292	5,322	9	16	32	13	197	110	16	24
小計	8,566	10,622	14	25	84	35	461	258	33	50

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	172	253	44	45	852	469	298	271	298	215
21年度	220	323	20	20	809	445	189	172	234	168
小計	392	576	64	65	1,661	914	487	443	532	383

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	3	6	162	322	613	1,220	289	312	18	30
21年度	3	6	96	191	459	913	167	180	14	24
小計	6	12	258	513	1,072	2,133	456	492	32	54

事業 年度	計 抑止件数
20年度	11,674
21年度	10,691
小計	22,365

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添 1 参照。

（22年 5 月交通規制課作成）

二酸化炭素排出量削減効果 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		合計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
20年度	2,457	58,870	675	7,803	232	1,967	931	2,476	517	3,361	74,477
21年度	2,285	54,749	633	7,317	169	1,433	913	2,429	354	2,301	68,229
小計	4,742	113,618	1,308	15,120	401	3,400	1,844	4,905	871	5,662	142,706

・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量（単位：t-CO2/年）であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添 1 参照。

交通円滑化効果 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		合計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
20年度	2,457	30,543	675	4,049	232	838	931	1,283	517	818	37,531
21年度	2,285	28,405	633	3,797	169	610	913	1,258	354	560	34,631
小計	4,742	58,948	1,308	7,847	401	1,448	1,844	2,541	871	1,378	72,162

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は（千人・時間/年）であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添 1 参照。

（22年 5 月交通規制課作成）

基本目標 5 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案等（注1）の予防鎮圧 <small>注1：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等</small>	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	指標：重大テロ事案等の発生状況（事例） 達成目標：重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案等の発生状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため（第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説（18年9月29日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標	指標：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため（第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年1月20日）において、有事における態勢の整備について言及）
	業績指標	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成目標：的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：16～20年度 達成年：21年度 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行った施策	重要施設等の警戒警備 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理大臣官邸、国会、空港、原子力発電所、米国関連施設等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。	

重大テロ事案等対処に係る各種訓練
重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。

大規模警衛・警護警備
その時々警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛（注2）・警護（注3）警備を実施した。

関係機関との情報交換等の連携
重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

注2：天皇及び皇族の御身の安全を確保し、あわせて歓迎迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

注3：内外の要人の身の安全を確保するための警察活動をいう。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成率の状況を測定する。

（結果）

業績指標 重大テロ事案等の発生状況（事例）

業績指標 については、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生は無かったことから、目標を達成した。

業績指標 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）

21年度中の国民保護（化学テロ対処等）図上訓練の実施回数は10回、国民保護実動訓練の実施回数は4回と、国家公安委員会・警察庁国民保護計画が策定された17年度から20年度までの平均実施回数と比較すると、国民保護（化学テロ対処等）図上訓練に関しては2回多く、国民保護実動訓練に関しては同数であった。

21年度中の自衛隊との共同実動訓練の実施回数は22回と、図上訓練から実動訓練へと移行した18年度以降最多であった。

21年度中の海上保安庁との共同訓練の実施回数は3回と、16年度から20年度までの平均実施回数3回と同数であった。

訓練の実施回数（回）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国民保護（化学テロ対処等）図上訓練	1	1	7	10	14	10
国民保護実動訓練		1	4	5	4	4
自衛隊との共同図上訓練	9	5				2
自衛隊との共同実動訓練		1	5	8	9	22
海上保安庁との共同訓練	4	2	2	5	3	3

（22年5月警備企画課・警備課作成）

【事例】

- 21年12月、内閣官房が主催する国民保護に係る訓練に福島県等とともに参加し、国籍不明のテログループが原子力発電所を攻撃し、多数の死傷者が発生するとともに、施設外部への放射性物質の放出が疑われるという事態を想定した共同図上訓練を実施するなどして、国民保護に関する対処能力の向上を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図った。
- 22年2月、福岡県警察と陸上自衛隊第4師団との間で、強力な殺傷力を有する武器を所持した武装工作員等が我が国に上陸するなど、一般の警察力による治安維持が困難である事態を想定したシナリオに基づき、武装工作員の発見・制圧、重要施設の警備、警察と自衛隊が対処する際の連携要領、任務分担等に関する共同実動訓練を実施し、警察と自衛隊が円滑かつ緊密に連携して事案に対処し得る体制の構築並びに相互の任務分担及び連携要領の確認を図った。

以上から、業績指標 については、各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。

業績指標 治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例）

21年度中においても、国内外のテロ等諸情勢を踏まえ、適時・適切に治安警備等を実施した。

【事例】

- ・ 21年度中、天皇皇后両陛下は、第60回全国植樹祭御臨場（6月、福井）、第64回国民体育大会御臨場（9月、新潟）、第29回全国豊かな海づくり大会御臨席（10月、東京）等のため、行幸啓になった。
警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。
- ・ 21年8月の衆議院議員総選挙において、関係都道府県警察では、右翼によるテロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、雑踏警備対策にも配慮した的確な警護警備諸対策を推進し、国内要人の身辺の安全を確保した。
- ・ 21年11月の天皇陛下御在位20年慶祝行事等に際しては、警備対策委員会を設置して警備諸対策を推進し、天皇皇后両陛下及び国内要人の身辺の安全と関係諸行事の円滑な進行の確保を図った。
- ・ 21年11月にオバマ・米国大統領が来日した際には、警備対策室を設置して警備諸対策を推進し、大統領の身辺の安全を確保した。

あわせて、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。21年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。

以上から、業績指標 については、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進したことにより、重大テロ事案等の未然防止が図られたことから、目標を達成した。

< 参考指標 > 治安警備及び警衛・警護の実施件数

治安警備及び警衛・警護の実施件数（件）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
治安警備実施件数	9,474	8,263	9,395	8,081	8,172	7,445
警衛実施件数	5,704	5,440	4,976	4,778	4,739	4,974
警護実施件数	18,339	18,915	17,277	20,337	18,092	17,765

（22年5月警備課作成）

業績指標 情報交換等関係機関との連携状況（事例）

17年10月に北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との間で初の共同実動訓練を実施して以降、21年6月までの間に、すべての都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師団等との間で、武装工作員等事案を想定した治安出動に係る共同実動訓練を実施し、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化に努めた。特に、21年後半には、20県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の連隊等との間で、中小規模の共同実動訓練を実施するなど、より実戦的な訓練に努めた。

また、各都道府県警察においては、武力攻撃事態等や緊急対処事態に備え、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、被災情報等の収集要領、住民の避難要領等について検討を行うなど、事態発生時における関係機関との連携強化に努めた。

さらに、都道府県警察と海上保安本部との間で共同訓練を引き続き実施し、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図るなどして、関係機関との連携強化に努めた。

【事例】

- ・ 武装工作員等の不法行動に対する緊急事態への対処に関し、22年3月には、香川県警察と陸上自衛隊第15普通科連隊との間で共同実動訓練を実施するなど、警察と自衛隊がより一層円滑かつ緊密に連携して対処し得る体制の構築を図った。
- ・ 国籍不明のテログループによる化学剤爆発散布事案に対する国民の保護のための措置に関し、22年2月には、内閣官房、徳島県等が主催する共同訓練に参加するなど、国民保護に関する対処能力の向上を図ると

	<p>もに、国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所に係る警戒警備に関し、21年11月には、福井県警察と敦賀海上保安部との間で共同実動訓練を実施するなど、警察と海上保安庁との円滑かつ緊密な連携の構築を図った。 <p>以上から、業績指標 については、関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標を達成した。</p>
評価の結果	業績指標 、 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」を達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。</p> <p>また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 治安の回顧と展望（平成21年版）（警察庁警備局） 「平成21年の警備情勢を顧みて」焦点第278号（22年3月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	警備課、警備企画課

基本目標 5 業績目標 2 平成21年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標	<p>指標：大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）</p> <p>達成目標：各種訓練を的確に実施する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：災害警備活動の実施状況（事例）</p> <p>達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 災害警備活動の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第170回国会における内閣総理大臣所信表明演説（20年9月29日）において、災害対策について言及）</p>
	業績指標	<p>指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出勤人員及び出勤延べ人員
	参考指標	広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出勤延べ人員
業績目標達成のために行った施策	<p>災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。</p> <p>大規模災害対策用資機材の整備 大規模自然災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。</p> <p>関係機関との情報交換等の連携</p>	

大規模自然災害発生時の対処等について内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。
 重大事案対処に係る各種訓練
 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小限化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。

効果の把握の手法
及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況(件数及び事例)

災害の発生に際し、迅速・的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定し、実際の建物を使用した救出訓練等を含む実戦的な広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施した。

広域緊急援助隊合同訓練の実施回数(回)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
広域緊急援助隊合同訓練	5	9	8	8	8	8

(22年5月警備課作成)

【事例】

- ・ 21年11月、近畿管区広域緊急援助隊は、兵庫県広域防災センターにおいて、ガレキ訓練施設を利用した救出救助訓練、夜間におけるヘッドライト照明のみの照度の中での救出救助訓練等の実戦的な訓練を実施した。
- ・ 21年11月、関東管区広域緊急援助隊は、静岡県内の廃屋を利用し、倒壊ホテルからの救出救助や、夜間明かりのとれない状況下での救出救助等を想定した実戦的な訓練を実施した。

以上から、業績指標 については、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。

業績指標 災害警備活動の実施状況(事例)

21年度中は、これまでの各種災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じたほか、7月の中国・九州北部豪雨の際には、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班(P-REX)を含む広域緊急援助隊を的確に運用し、大規模災害発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じた。

大規模自然災害等における災害警備活動

【事例】

- ・ 21年7月に発生した中国・九州北部豪雨の際、山口・福岡の両県警察を始めとする関係県警察では、災害警備本部等を設置するなど体制を確立するとともに、3県警察から広域緊急援助隊を特別派遣して、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等を実施した。
- ・ 21年8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は北上しながら9日21時に台風第9号となり、その後、10日には紀伊半島の南へ進んだ後、東海、関東地方の南を東に進んだ。この熱帯低気圧及び台風の周辺の非常に湿った空気の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて、8日から11日までの3日間の総雨量が多いところで750ミリを超える大雨となった。兵庫県警察を始めとする関係都府県警察では、災害警備本部等を設置するなど体制を確立し、大雨により甚大な被害が発生した現場に機動隊等を出動させ、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、警戒警ら等の活動を実施した。
- ・ 21年8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震の際、静岡県警察を始めとする関係都府県警察では、災害警備本部等を設置するなど体制を確立し、被害情報の収集、交通対策等の活動を実施した。

以上から、業績指標 については、大規模自然災害等の重大事案発生に伴

う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標を達成した。

< 参考指標 > 災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出勤人員及び延べ人員

災害警備活動に伴う警察官の出勤人員数(人)(注1)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
警察官の出勤人員数	245,945	20,423	24,635	43,503	39,869	35,671

(22年5月警備課作成)

注1：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数

災害種別ごとの発生件数、警察官の延べ出勤人員数及び平均出勤人員数

	16年			17年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(注2)(件)	2	9	11	3	2	5	
人的被害	死者・行方不明者(人)	68	184	252	1	30	31
	負傷者(人)	4,855	2,671	7,526	1,156	184	1,340
延べ出勤人員数(人)	168,667	57,390	226,057	12,581	5,663	18,244	
平均出勤人員数(人)	84,334	6,377		4,194	2,832		

	18年			19年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(件)	0	3	3	5	3	8	
人的被害	死者・行方不明者(人)	0	10	10	16	8	24
	負傷者(人)	0	435	435	2,718	189	2,907
延べ出勤人員数(人)	0	3,347	3,347	29,053	6,819	35,872	
平均出勤人員数(人)	0	1,116		5,811	2,273		

	20年			21年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(件)	6	0	6	4	2	6	
人的被害	死者・行方不明者(人)	24	0	24	1	32	33
	負傷者(人)	640	0	640	326	164	490
延べ出勤人員数(人)	28,526	0	28,526	983	17,269	18,252	
平均出勤人員数(人)	4,754	0		246	8,635		

(22年5月警備課作成)

注2：件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数

< 参考指標 > 広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出勤延べ人員

個別の事案ごとの広域緊急援助隊及び特別救助班の出勤延べ人員(人)

区分	16年度				
	新潟・福島豪雨 (7月)	福井豪雨 (7月)	台風第21号 (9月)	新潟県中越地震 (10月)	福岡県 西方沖地震 (3月)
広域緊急援助隊人員	729	525	165	13,879	183
特別救助班人員(注3)					

区分	17年度			18年度	19年度
	JR西日本福知山 線列車脱線事故 (4月)	台風第14号 (9月)	JR東日本羽越線 (特急)列車 事故(12月)	能登半島地震 (3月)	新潟県中越沖 地震(7月)
広域緊急援助隊人員	171	88	45	380	2,505
特別救助班人員	66	20	44	22	184

区分	20年度	21年度

出動事案	岩手・宮城内陸地震(6月)	岩手県沿岸北部を震源とする地震(7月)	中国・九州北部豪雨(7月)
広域緊急援助隊人員	1,430	158	346
特別救助班人員	306	6	51
(22年5月警備課作成)			
注3: 数字は広域緊急援助隊人員の内数			
<p>業績指標 情報交換等関係機関との連携状況(事例)</p> <p>16年10月の新潟県中越地震、17年3月の福岡県西方沖地震、4月のJR西日本福知山線列車事故、18年11月の北海道佐呂間町における竜巻発生、19年3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震、20年の岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震等の各種災害の発生に際し、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、関係機関との間で緊密な連絡体制を確立してきた。</p> <p>21年度においても、21年7月の中国・九州北部豪雨、8月の駿河湾を震源とする地震及び22年2月のチリ地震に際し、関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、業績指標については、目標を達成した。</p>			
評価の結果	業績指標、及びについては目標を達成したことから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」を達成したと認められる。		
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。		
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・治安の回顧と展望(平成21年版)(警察庁警備局) ・「平成21年の警備情勢を顧みて」焦点第278号(22年3月)(警察庁警備局) 		
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間		
政策所管課	警備課		

基本目標 5 業績目標 3 平成21年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	<p>主要警備対象勢力（注1）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。</p> <p>注1：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例）</p> <p>達成目標：主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況（摘発人員数・事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年1月20日）において、警察と入国管理局との連携強化について言及）</p>
参考指標	参考指標	不法滞在者数
業績目標達成のために行った施策	<p>主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを実施した。</p> <p>入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を図った。</p> <p>出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第65条の活用 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用を図った。</p> <p>不法滞在者対策用装備資機材の整備 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図るため、旅行文書用電子照会システムのデータ更新を行った。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 警備犯罪の検挙状況(検挙件数及び検挙事例)及び対処状況(対処事例)</p> <p>1 警備犯罪の検挙状況 21年中のオウム真理教に係る事件検挙件数・人員は2件3人で、16年か</p>	

ら20年までの平均事件検挙件数・人員 2 件10人と比べ、件数は同水準で人員は少なかった。

21年中の極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は33件61人で、16年から20年までの平均事件検挙件数・人員38件65人より少なかった。

21年中の右翼関係事件検挙件数・人員は1,675件1,867人で、16年から20年までの平均事件検挙件数・人員1,695件2,046人とほぼ同水準であった。21年中の右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員については、21年中に右翼による「テロ、ゲリラ」事件が発生しなかったことなどから、0件0人で、16年から20年までの平均検挙件数・人員 8 件23人より少なかった。

21年中の入管法違反の送致件数・人員は5,072件4,428人で、16年から20年までの平均送致件数・人員9,978件8,768人より少なかった。

警備犯罪の検挙件数・人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16年～20年 (平均)	21年
オウム真理教に係る 事件検挙件数・人員	6件 34人	1件 8人	0件 0人	3件 4人	2件 4人	2件 10人	2件 3人
極左暴力集団に係る 事件検挙件数・人員	34件 52人	37件 55人	30件 76人	26件 33人	64件 109人	38件 65人	33件 61人
右翼関係事件検挙件 数・人員	1,700件 2,243人	1,647件 2,095人	1,686件 2,021人	1,752件 2,018人	1,689件 1,853人	1,695件 2,046人	1,675件 1,867人
右翼による「テロ、ゲリラ」 事件検挙件数・人員(注2)	27件 96人	5件 5人	5件 11人	3件 3人	2件 2人	8件 23人	0件 0人
入管法違反送致件数 ・人員(注3)	12,903件 11,504人	12,624件 11,143人	10,561件 9,191人	7,751件 6,770人	6,049件 5,230人	9,978件 8,768人	5,072件 4,428人
外国人登録法違反送 致件数・人員(注3)	99件 11人	126件 47人	116件 35人	92件 43人	77件 50人	102件 37人	68件 40人
集団密航事件検挙件 数・人員(警察扱い)	15件 40人	11件 24人	9件 15人	10件 28人	8件 16人	11件 25人	2件 4人

(22年5月公安課・外事課作成)

注2：右翼関係事件検挙件数・人員の内数である。

注3：「入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法送致件数・人員」は、日本人を含む。

【事例】

- ・ 21年9月、無免許で美容業を営み、顧客を信者として獲得していたオウム真理教信者1人を美容師法違反(無免許営業等)で逮捕した(滋賀)。
- ・ 21年11月、東京都足立区役所から、4回にわたり、身体障害者福祉法に基づく特例居宅生活支援費合計24万9,480円を不正に受給した革労協反主流派活動家3人を詐欺罪で逮捕した(警視庁)。
- ・ 政治団体幹部らは、街頭宣伝車の継続車検に際し、恒常的に設置している赤色灯火を一時的に取り外して、保安基準に適合する車両と認定させ、自動車検査証の返付を受けたことから、21年10月、道路運送車両法違反(不正車検)で逮捕した。さらに、同団体幹部は、交通事故の際に、街頭宣伝車の触媒マフラーが損傷したように装って虚偽の見積書を損害保険会社に提出し、保険金350万円をだまし取ったことから、同年11月、詐欺罪で逮捕した(大阪)。
- ・ 21年9月、韓国治安当局から山口県下関漁港からの密出国情報を得たことから、警察及び海上保安庁が合同で捜査したところ、同漁港から漁船により密出国を企てた日本人の船長ら2人を入管法違反(不法出国企図幫助)で逮捕するとともに、乗船していた韓国人女性2人を入管法違反(旅券不携帯)で逮捕した(山口)。

2 主要警備対象勢力への対処の状況

(1) オウム真理教

21年中も20年に引き続き、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めるとともに、オウム真理教による組織的違法行為に対する取締りを推進した。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づくオウム真理

教に対する観察処分の期間満了に際しては、期間の更新が必要との警察庁長官の意見を公安調査庁長官に提出した。公安調査庁長官の更新請求を受けた公安審査委員会は、21年1月23日、オウム真理教に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして観察処分の期間を3年間更新する決定を行った。

(2) 極左暴力集団

21年中も20年に引き続き、極左暴力集団に対する取締りを推進し、革労協反主流派による飛翔弾の発射を未然に阻止するなど、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するとともに、事件捜査の推進により極左活動家を検挙して、組織の実態解明に努めた。

(3) 右翼

21年中も20年に引き続き、右翼による銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するとともに、市民の平穏な生活に支障を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努めた。

なお、対処事例については、上記1の事例と同様である。

3 入管法第65条の活用

21年中の入管法第65条（注4）の適用人員は2,793人で、16年から20年までの平均人員5,493名より少なかった。

注4：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法残留罪等）の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。

入管法第65条の適用人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16年～20年 (平均)	21年
適用人員(人)	4,077	5,706	6,647	6,199	4,834	5,493	2,793

(22年5月外事課作成)

以上のとおり、主要警備対象勢力の検挙状況については、オウム真理教に係る事件の検挙件数・人員は16年から20年の平均を人員が下回っているものの、件数は同水準であり、極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員及び右翼関係事件の検挙件数・人員は同平均とほぼ同水準であった。これらの検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するなど、主要警備対象勢力への対処は的確に行われた。

一方、漁船による密出国等、不法入出国等の手口が複雑・巧妙化している中、関係機関と緊密に連携し、入管法違反事件等に的確に対処した結果、我が国における不法滞在者数の減少傾向が進んだものの、入管法違反の送致件数、送致人員及び入管法第65条の適用人員は16年から20年の平均より減少した。

よって、業績指標 については、主要警備対象勢力への対処が的確に行われたものの、入管法違反の送致件数等が16年から20年の平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > 不法滞在者数

不法滞在者数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
人数	約24万人	約22万人	約20万人	約17万4千人	約12万8千～約13万6千人	約10万5千～約11万4千人

(出典：法務省(各年1月1日現在))

業績指標 入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況

(摘発人員数・事例)

不法滞在外国人の集まる場所等を重点に、法務省入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した結果、21年中の合同摘発人員は7,551人で、16年から20年までの平均摘発人員10,299人より少なかった。

不法入国については、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関と連携して、偽造旅券等行使による航空機や船舶利用による集団密航事件等を検挙している。

入国管理局との合同摘発人員

	16年	17年	18年	19年	20年	16年～20年 (平均)	21年
適用人員(人)	6,530	9,294	12,101	11,902	11,669	10,299	7,551

(22年5月外事課作成)

【事例】

- ・ 21年5月、食品加工会社で不法残留の中国人らを働かせていたとして、同会社の社長、工場長及び会社の指示で外国人を紹介していた中国人留学生を入管法違反(不法就労助長)で逮捕するとともに、入国管理局との合同摘発により、同会社で稼働していた不法滞在の中国人ら83人を摘発した(埼玉)。
- ・ 21年9月、日系人家族を偽装したフィリピン人らによる組織的な不法入国事件において、5県下8か所で入国管理局との合同摘発を行い、不法滞在のフィリピン人14人を摘発し、うち11人を入管法違反(不法在留)で逮捕した(警視庁・茨城・広島)。

以上から、業績指標 については、合同摘発等を通じて、入国管理局等関係機関との連携強化が推進された結果、我が国における不法滞在者数の減少傾向が進んだものの、入国管理局との合同摘発人員数は減少していることから、目標の達成が十分とは言い難い。

評価の結果

業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「警備犯罪取締りの的確な実施」の達成が十分とは言い難い。中でも、入管法違反の送致件数等の減少に関しては、警察を含めた関係機関による取締り強化の結果、我が国における不法滞在者数の減少傾向が進んでいることが大きく影響しており、さらに、漁船による密出国等、犯行手口が複雑・巧妙化して入管法違反の検挙が困難となっていることや居住・稼働が小口化して合同摘発等の摘発一件当たりの摘発人員が減少していることも原因であると考えられる。しかしながら、不法滞在者数の減少傾向を継続させていくため、今後とも取締りの強化を図る必要がある。

評価の結果の
政策への反映
の方向性

引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。
また、不法滞在者については、17年から21年までの5年間で約半減したものの、いまだ約11万人が存在していることから、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・ 治安の回顧と展望(平成21年版)(警察庁警備局)
- ・ 「平成21年の警備情勢を顧みて」焦点第278号(22年3月)(警察庁警備局)

評価を実施した時期

21年1月から22年3月までの間

政策所管課

公安課、外事課

基本目標 5 業績目標 4 平成21年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	国際テロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、諜報・国際テロ等の未然防止に向けた取組み及びこれらの事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：国際テロの発生状況（事例）</p> <p>達成目標：国際テロの未然防止を図る。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国際テロの発生状況は、国際テロの未然防止に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案への取組み状況（事例）</p> <p>達成目標：対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に的確に対処する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係る事案への取組み状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>官邸、関係機関等との連携 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。</p> <p>外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。</p> <p>情報収集・分析機能の強化 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析態勢の強化を図った。</p>	
効果の把握の手法	（効果の把握の手法）	

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

業績指標 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)

外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、これまでカウンターパートでなかった機関とも協力関係を構築するに至るなど、従来以上に外国治安機関等との緊密が図られた。

また、国際的な取組みに積極的に参加し、21年10月にシンガポールで実施されたP S I (注1) 海上阻止訓練には、警視庁及び愛知県警察のN B Cテロ(注2) 対応専門部隊が参加し、税関職員と共同で、コンテナ内で発見された大量破壊兵器関連物資に対する検査・特定等訓練を行うなどした。

さらに、21年2月から10月にかけて、ヘロインの精製に用いられる無水酢酸をアフガニスタンやアラブ首長国連邦に不正に輸出しようとした4つの事件の発生に際しては、税関との緊密な協力の下、パキスタン人の男(40)ら5人をそれぞれ関税法違反(無許可輸出未遂)で逮捕し、合計約8.5トンの無水酢酸を押収した。

注1：Proliferation Security Initiative の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転(transfer)及び輸送(transport)の阻止のための措置を検討・実践する取組み

注2：N (Nuclear：核) B (Biological：生物) C (Chemical：化学) 物質を使用したテロの総称

以上から、業績指標 については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成したと認められる。

業績指標 国際テロの発生状況(事例)

外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。

また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際海空港における水際対策を実施した。

さらに、爆発物原料販売事業者及び旅館業者等のテロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請した。

これらの国際テロ対策を積極的に推進した結果、21年度中、我が国において国際テロの発生は無かったことから、業績指標 については、目標を達成した。

業績指標 対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案への取組み状況(事例)

警察は、21年中、タンクローリー不正輸出事件等3件(注3)の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙したほか、北朝鮮による拉致容疑事案について捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処した。

注3：16年～20年の検挙数：5件

【事例】

- 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣により外為法に基づく通知を受けていた中古タンクローリー2台を、20年1月、同大臣の許可が不要な韓国を経由させ北朝鮮に輸出する目的で韓国向けに不正に輸出したとして、21年5月、対北朝鮮貿易商社の代表取締役を外為法違反(無許可輸出)で逮捕した(兵庫)。
- 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣により外為法に基づく通知を受けていた磁気測定装置を、同大臣の許可を受けることなく、マレーシアを経由させミャンマーに不正に輸出しようとしたとして、21年6月、貿易商社の代表取締役を外為法違反(無許可輸出未遂)で逮捕した(神奈川)。

以上から、業績指標 については、今後取組みをより一層強化する必要があるものの、対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事

	案への的確な対処が行われたことから、目標をおおむね達成した。
評価の結果	<p>業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、依然として厳しい国際テロ情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・治安の回顧と展望（平成21年版）（警察庁警備局） ・「平成21年の警備情勢を顧みて」焦点第278号（22年3月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課

基本目標 6 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	<p>犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の様々な被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額）</p> <p>達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（平成17年12月17日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数</p> <p>達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（平成17年12月17日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数</p> <p>達成目標：最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 被害者の二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（平成17年12月17日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）</p> <p>達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：</p>

	民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため（犯罪被害者等基本計画（平成17年12月17日閣議決定））																			
参考指標	参考指標	刑法犯による死者及び重傷者の数																		
	参考指標	主な身体犯の犯罪認知件数																		
	参考指標	交通事故による死者及び重傷者の数																		
業績目標達成のために行った施策	<p>被害者支援推進計画の推進 警察庁において「平成21年度犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種施策を推進した。</p> <p>犯罪被害者支援に関する適正な評価の推進 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。</p> <p>研修（被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科）の実施 警察大学校において、犯罪被害者支援に関する各種研修を実施するとともに、警察庁において、犯罪被害給付事務担当者の事務処理能力の向上を図ること等に重点を置いた犯罪被害給付実務担当者研修会を実施した。</p> <p>広報の実施 毎年11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。</p> <p>社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成 犯罪被害者等や関係機関・団体と連携し、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」等を内容とした「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」をモデル事業として実施するなど、あらゆる機会を活用して、犯罪被害の実態、命の大切さ等につき国民の理解を深め、社会全体で被害者を支え、犯罪と対決する気運の醸成を図った。</p> <p>全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携推進 犯罪被害者支援の日における民間被害者支援団体が主催する「全国被害者支援フォーラム2009」を後援した。</p>																			
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額） 21年度中の申請に係る被害者数は589人と、20年度中に比べ、127人（27.5%）増加した。 21年度中に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数は538人と、20年度に比べ150人（38.7%）増加した。21年度中に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数のうち、20年度法律・政令改正により支給額が拡大した被害者数は53人と、20年度に比べ52人増加した。 21年度中の裁定金額は約12億8,000万円と、21年度に比べ約3億7,000万円増加した。21年度中の裁定金額のうち、20年度法律・政令改正により拡大した支給範囲に当たる金額は約3億4,200万円と20年度に比べ約3億2,900万円増加した。</p> <p>犯罪被害給付制度の運用状況（注1）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度							
年度別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度														

							うち法律・政令改正の効果(注2)	うち法律・政令改正の効果	
申請	被害者(申請者)	458 (621)	465 (608)	491 (649)	448 (574)	462 (565)	-	589 (719)	-
裁定	支給被害者(申請者)	448 (597)	394 (520)	435 (583)	407 (546)	388 (510)	1 (1)	538 (656)	53 (56)
	不支給被害者(申請者)	17 (20)	18 (21)	23 (27)	38 (42)	19 (22)	0	28 (31)	0
	計(申請者)	465 (617)	412 (541)	458 (610)	445 (588)	407 (532)	1 (1)	566 (687)	53 (56)
裁定・決定金額(百万円)		1,247	1,133	1,272	932	907	13	1,277	342

(22年5月給与厚生課作成)

注1: ある年度中の裁定件数が申請件数を上回る理由は、申請後裁定に必要な調査を行った上で裁定を行うことから、ある年度中になされた申請については、すべてその年度中に裁定がなされているわけではないため。

注2: 「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。

平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)

- 重傷病給付金等について休業損害を加算

犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)

- 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ

生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ

- 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ

障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ

以上から、業績指標については、裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度から増加したほか、20年7月1日に施行された法律・政令改正により支給額が拡大された裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度から大幅に増加していることから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標を達成した。

参考指標 刑法犯による死者及び重傷者の数

刑法犯(過失犯を除く。)による死者及び重傷者の数(人)(注3)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
刑法犯(過失犯を除く。)による死者	975	880	813	798	831	717 (-114)
刑法犯(過失犯を除く。)による重傷者	3,131	2,928	2,776	2,701	2,602	2,603 (+1)
合計	4,106	3,808	3,589	3,499	3,433	3,320

(22年4月給与厚生課作成)

注3: 刑法犯のうち、過失傷害罪、過失致死罪、業務上等過失致死傷罪及び失火罪を除いたもの。

また、重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。

括弧内の数字は20年度との比較を表す。

21年度は暫定値

業績指標 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数

21年度中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は3,978件と、20年度に比べて52件（1.3%）減少した。また、初診料の支給件数は3,008件と、20年度に比べ、151件（5.3%）増加した。検案書料の支給件数は957件と、20年度に比べ415件（76.6%）増加した。

身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（件）（注4）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
診断書料	2,683	3,027	4,072	4,165	4,030	3,978 (-52)
初診料	1,558	1,726	2,803	2,984	2,857	3,008 (+151)
検案書料	143	163	334	638	542	957 (+415)

（22年5月給与厚生課作成）

注4：括弧内の数字は20年度との比較を表す。

以上から、業績指標 については、診断書料の支給件数が前年度から減少しているものの、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも前年度より増加しており、これらの数値は16年度から21年度にかけて増加傾向にあり、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標をおおむね達成した。

参考指標 主な身体犯の犯罪認知件数

主な身体犯の犯罪認知件数（件）（注5）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
殺人	1,404	1,361	1,264	1,235	1,254	1,102 (-152)
強盗	6,851	5,726	5,033	4,419	4,373	4,436 (+63)
強姦	2,216	2,013	1,934	1,755	1,517	1,351 (-166)
傷害	35,409	34,345	33,359	30,150	28,145	26,227 (-1,918)
強制わいせつ	8,928	8,709	8,343	7,550	7,007	6,611 (-396)

（22年4月給与厚生課作成）

注5：括弧内の数字は20年度との比較を表す。

21年度は暫定値

業績指標 二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数

被害者支援用車両（注6）は、22年3月末現在、全国で557台整備されており、21年3月末に比べ74台（15.3%）増加しており、16年度以降毎年増加している。

注6：犯罪被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ犯罪被害者のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取、実況見分等行える移動式被害者用事情聴取室とも言える車両

被害者支援用車両等の整備状況（台）（注7）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
被害者支援用車両	251	309	367	425	483	557 (+74)

（22年5月給与厚生課作成）

注7：括弧内の数字は20年度との比較を表す。

以上から、業績指標 については、二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数が増加したことから、最近の増加傾向を維持するという目標を達成したと認められる。

業績指標 関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受案件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）

犯罪被害者支援活動を一層充実させるために設立された「NPO法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体の設立数は、22年3月末現在、47都道府県47団体である。21年度中の民間被害者支援団体における相談受案件数は1万9,519件で、20年度に比べ2,492件（14.6%）増加している。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体（注8）の指定を受けている団体は30団体と、21年3月末に比べ、6団体（25%）増加している。警察から犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数も542件と、20年度に比べ127件（30.6%）増加している。これらの数値については、16年度以降毎年増加している。

注8：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察との連携により、犯罪被害者等に、迅速かつ適切な支援を提供することができる。

民間被害者支援団体との連携状況（注9）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
民間被害者支援団体における相談受理（件）	13,243	13,548	15,107	15,572	17,027	19,519 (+2,492)
犯罪被害者等早期援助団体の指定（団体・累計）	5	9	10	17	24	30 (+6)
警察からの情報提供数（件）	68	226	387	393	415	542 (+127)

（22年5月給与厚生課作成）

注9：括弧内の数字は20年度との比較を表す。

以上から、業績指標 については、民間被害者支援団体における相談受案件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数のいずれも増加したことから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

参考指標 交通事故による死者及び重傷者の数（人）

交通事故による死者及び重傷者の数（人）（注10）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
死者	7,275	6,776	6,236	5,499	5,134	4,887 (-247)
重傷者	71,728	68,154	63,516	60,343	55,726	53,249 (-2,477)

（22年4月給与厚生課作成）

注10：括弧内の数字は20年度との比較を表す。

また、重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。

21年度は暫定値

評価の結果

業績指標 については目標をおおむね達成し、業績指標 、及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実」をおおむね達成したと認められる。今後、業績指標 の評価を踏まえ、身体犯被害者に対する診断書料の支給については、更なる拡大を図る必要がある。

評価の結果の 政策への反映 の方向性	<p>今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>特に、身体犯被害者に対する診断書料の支給の更なる拡大を図るため、支給に係る規程の整備・運用に関して、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	犯罪統計資料（15年～21年）
評価を実施した時期	21年1月から22年3月までの間
政策所管課	給与厚生課

基本目標 7 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	安心できるIT社会の実現	
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワークを悪用した犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：不正アクセス行為の認知状況</p> <p>達成目標：不正アクセス行為の認知件数を減少させる。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： ネットワーク秩序を乱す不正アクセス行為の認知件数の減少は、IT社会における情報セキュリティの確保についての一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：サイバーテロの発生状況</p> <p>達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、IT社会における情報セキュリティの確保についての一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：技術支援件数</p> <p>達成目標：技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）の活用による犯罪捜査に対する技術支援の増加は、IT社会における情報セキュリティの確保についての一つの指標となるため</p>
	業績指標	<p>指標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数</p> <p>達成目標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：16～20年 達成年：21年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 犯罪の実行に不可欠な手段としてネットワークを利用する犯罪の検挙件数の増加は、ネットワークを悪用した犯罪の抑止のための一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	サイバー犯罪等に関する相談受理件数
	参考指標	インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及

	<p>び有害情報件数</p> <p>参考指標 出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数</p> <p>参考指標 インターネット利用者数</p>
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>捜査官の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化</p> <p>サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪の防止及び捜査、電磁的記録解析等に関する専門知識を習得させるための教養を実施した。また、現場臨場に必要となる資機材や破損した電子機器等を解析するための資機材を整備するとともに、P2P観測システムの正式運用を開始した。</p> <p>警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制の強化</p> <p>サイバー攻撃手法等に関する教養及び民間委託による訓練等を実施した。また、更新・高度化したリアルタイム検知ネットワークの運用を開始した。</p> <p>各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発</p> <p>各種講演やセミナーによる教養、警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等により、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p> <p>サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策セミナー、サイバーテロ対策協議会等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めるよう、都道府県警察に対し指導した。</p> <p>国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化</p> <p>G8ハイテク犯罪サブグループ会合や警察庁・FBIサイバー犯罪ワーキング・グループへの出席、アジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p> <p>先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用 の推進</p> <p>ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯においては、単発的な検挙では効果が限定的であるため、10都道府県警察において一斉取締りを行った。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握した捜査情報等の共有を図った。</p> <p>デジタルフォレンジックに係る会議の開催等による国内外関係機関との連携強化</p> <p>デジタルフォレンジック連絡会の開催、国際電子計算機証拠機構(ICE)・国際刑事警察機構(ICPO)・警察庁共催による情報技術の解析に係る国際会議の開催等により、国内外関係機関との情報共有を行った。</p> <p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化</p> <p>総合セキュリティ対策会議において、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策をテーマに議論を行ったほか、プロバイダ連絡協議会等において情報交換を行った。また、電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p> <p>ホットライン業務(注1)の効果的運用</p> <p>インターネット・ホットラインセンター(警察庁委託業務)において、インターネット上の違法情報・有害情報に関する通報を受理し、21年中にはサイト管理者等に対し18,467件の削除依頼を行い、16,064(87%)件が削除された。</p> <p>外部委託したサイバーパトロール業務(注2)の効果的運用</p> <p>外部委託したサイバーパトロールにおいて、出会い系サイト等における違法情報を収集し、21年中にはインターネット・ホットラインセンターに</p>

対し10,858件の通報を行った。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反について、21年中には353件の検挙を行った。

注1：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報）、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務

注2：ウェブサイトや電子掲示板等の閲覧による違法情報・有害情報の有無の調査

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標 不正アクセス行為の認知状況

21年中の不正アクセス行為の認知件数は2,795件と、20年と比べ506件（22%）増加した。

不正アクセス行為の認知状況

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
件数(件)	356	592	946	1,818	2,289	2,795

（22年5月情報技術犯罪対策課作成）

以上から、業績目標 については、不正アクセス行為の認知件数を減少させるという目標の達成が十分とは言い難い。

業績指標 サイバーテロの発生状況

21年度中のサイバーテロの発生件数は、0件であった。

サイバーテロ発生状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数(件)	0	0	0	0	0	0

（22年5月警備企画課作成）

以上から、業績目標 については、サイバーテロの発生を防止するという目標を達成した。

業績指標 技術支援件数

21年度中の技術支援件数は21,143件と、20年度に比べ2,184件（11.5%）増加した。

技術支援件数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数(件)	11,601	15,803	18,045	18,959	21,143

（22年5月情報技術解析課作成）

以上から、業績目標 については、技術支援件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

業績指標 ネットワーク利用犯罪の検挙件数

ネットワーク利用犯罪の検挙件数については、16年から19年まで増加傾向にあるところ、21年中は3,961件と、19年と比較しても増加していることから、増加傾向を維持していると考えられる。

ネットワーク利用犯罪の検挙件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
件数(件)	1,884	2,811	3,593	3,918	4,334	3,961

(22年5月情報技術犯罪対策課作成)

以上から、業績目標 については、ネットワーク利用犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持するという目標をおおむね達成した。

<参考指標 > サイバー犯罪等に関する相談受理件数

21年中の都道府県警察における相談受理件数は83,739件と、20年に比べ1,745件(2.1%)増加した。

サイバー犯罪等に関する相談受理件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
詐欺・悪質商法	35,329	41,480	21,020	32,824	37,794	40,315
インターネット・オークション	13,535	17,451	14,905	12,707	8,990	7,859
名誉毀損・誹謗中傷	3,658	5,782	8,037	8,871	11,516	11,557
迷惑メール	3,946	3,975	2,930	4,645	6,038	6,538
違法情報・有害情報	4,157	5,317	4,335	3,497	4,039	3,785
不正アクセス・ウイルス	2,160	3,965	3,323	3,005	4,522	4,183
その他	7,802	6,293	6,917	7,644	9,095	9,502
合計	70,614	84,173	61,467	73,193	81,994	83,739

(22年5月情報技術犯罪対策課作成)

<参考指標 > インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数

21年中の違法情報・有害情報該当件数は33,968件と、20年に比べ13,635件(67.1%)増加した。

インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数

	18年()	19年	20年	21年
違法情報	2,591	12,818	14,211	27,751
有害情報	617	3,600	6,122	6,217

(22年5月情報技術犯罪対策課作成)

()6月から12月まで

<参考指標 > 出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数

21年中の出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数は453人と、20年に比べ389件(24.4%)減少した。

出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
人数(人)	1,085	1,061	1,153	1,100	724	453

(22年5月情報技術犯罪対策課作成)

<参考指標 > インターネット利用者数

21年中の日本のインターネット利用者数は9,408万人と、20年に比べ317万人増加した。

インターネット利用者数(万人)(注3)

	18年	19年	20年	21年
人数	8,754	8,811	9,091	9,408

(22年5月情報技術犯罪対策課作成)

注3：平成21年通信利用動向調査(総務省)に基づく。

評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」をおおむね達成したと認められる。

このうち業績指標 については、インターネット・オークションサイト等

	<p>に対する大規模な不正アクセス事件の検挙に伴う多数の不正アクセス行為の認知件数（1,813件）が21年の不正アクセス行為の認知件数を大幅に押し上げている。しかしながら、今回のような不正アクセス事件が発生すると不正アクセス行為の認知件数も急増することから、今後も情報セキュリティ対策を始めとする諸対策を講じる必要がある。</p> <p>業績指標 については、16年から19年まで増加傾向にあるところ、19年と比較しても増加していることから、増加傾向を維持していると考えられる。</p> <p>なお、21年における検挙件数の減少の要因は、警察からの要請を受けたインターネット・オークション事業者による受け取り後決済サービス（注4）の導入という官民連携による対策が功を奏し、インターネット・オークション利用詐欺の発生自体が減少したことによるものと推測されることから、今後、検挙とともに官民連携による対策についても強化し、発生自体を減らす工夫が必要である。</p> <p>サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、21年7月の米国及び韓国の政府機関等に対するサイバー攻撃の発生、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。</p> <p>さらに、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、引き続き犯罪捜査に対する効果的かつ効果的な技術支援を行う必要がある。</p> <p>注4：落札者が入金した代金を金融機関が一時預かり、商品の受取り後に出品者に代金を入金するシステム</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>不正アクセス行為やネットワーク利用犯罪は、国民にとって身近な犯罪であり、国民の日常生活にも大きく影響することから、最新の情報通信技術に精通した捜査官を育成するとともに、大規模な不正アクセス事件等に対応するため、サイバー犯罪捜査に必要な情報の共有化等を図るための各種資機材を整備することなどにより、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化する。</p> <p>また、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための取組みを進めるほか、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（注5）に係る取組みの強化により効果的かつ効果的な技術支援を行うなど、情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止を更に強力に推進することとする。</p> <p>注5：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年中のサイバー犯罪の検挙状況等について（22年3月広報資料） ・平成21年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について（22年3月広報資料） ・平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について（22年2月広報資料） ・平成21年通信利用動向調査（総務省統計調査）
<p>評価を実施した時期</p>	<p>21年1月から22年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課</p>

基本目標 8 業績目標 1 平成21年度実績評価書

基本目標	ITを活用した国民の利便性・サービスの向上																
業績目標	警察行政の電子化の推進																
業績目標の説明	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ITの活用により、警察行政の電子化を推進する。																
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率（注1）</p> <p>注1：「オンライン化率」とは、「オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合」をいう。</p> <p>達成目標：100%を継続する</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： すべての申請・届出等手続についてオンライン化が実施されていることは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため</p>															
	業績指標	<p>指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続を行うオンラインシステムの実質的な稼働率（注2）</p> <p>注2：「稼働率」とは、「予定稼働時間に占める実稼働時間の割合」をいう。</p> <p>達成目標：100%を継続する</p> <p>基準年：16～20年度 達成年：21年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 申請・届出等手続を行うオンラインシステムを常時稼働することは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため</p>															
参考指標	参考指標	なし															
業績目標達成のために行った施策	オンライン利用の促進のための環境整備（成果重視事業） 「電子政府利用促進週間」の機会を捉え、オンライン利用に関する広報普及活動を推進した。																
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標につき、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率 本政策評価の対象となるオンライン手続については、反復・継続性がなく、利用者がオンライン申請のメリットを享受しにくいこと等の理由から、22年2月末をもって停止した。</p> <p style="text-align: center;">国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン化された手続の割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（22年5月情報管理課作成）</p> <p>注3：本政策評価の対象となるオンライン手続は、22年2月末をもって停止している。</p> <p>以上から、業績指標 については、オンライン化率100%を継続するという目標の達成が十分とは言い難い。</p>						17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(注3)	オンライン化された手続の割合	100%	100%	100%	100%	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(注3)												
オンライン化された手続の割合	100%	100%	100%	100%													

	<p>業績指標 国の警察機関が行う申請・届出等手続を行うオンラインシステムの実質的な稼働率</p> <p>本政策評価の対象となるオンライン手続については、反復・継続性がなく、利用者がオンライン申請のメリットを享受しにくいこと等の理由から、22年2月末をもって停止した。</p> <p>国の警察機関が行う申請・届出等手続を行うオンラインシステムの実質的な稼働率</p> <table border="1" data-bbox="466 443 1380 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度(注4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質的な稼働率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(22年5月情報管理課作成)</p> <p>注4：本政策評価の対象となるオンライン手続は、22年2月末をもって停止している。</p> <p>以上から、業績指標 については、オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率100%を継続するという目標の達成が十分とは言い難い。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(注4)	実質的な稼働率	100%	100%	100%	100%	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(注4)								
実質的な稼働率	100%	100%	100%	100%									
<p>評価の結果</p>	<p>本政策評価の対象となるオンライン手続については、22年2月末をもって停止したことから、本業績目標である「警察行政の電子化の推進」については、達成が十分とは言い難い。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果)(注5)</p> <p>国庫債務負担行為による複数年の賃貸借契約を結び、単年度の契約を行った場合に比べ、合理的な予算執行を図った。</p> <p>注5：成果重視事業に係る政策評価において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を明らかにすることとされている。</p>												
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>本政策評価の対象となるオンライン手続については、反復・継続性がなく、利用者がオンライン申請のメリットを享受しにくいこと、また、オンラインの利用に当たって電子証明書等の事前準備が利用者の負担となっていること等から、利用率は極めて低調であった。オンライン利用の促進に努めたものの、このような理由から、利用率の大幅な向上は見込めない状況にあり、会計検査院から電子申請率が低迷しているシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見が表示されたこと、行政刷新会議の事業仕分けにおいて政府全体の電子申請を見直すべきとの指摘があったこと、及び政府の電子政府評価委員会から当庁に対し「疑わしい取引に関する届出」以外のオンライン手続(注6)については21年度末をもって停止すべきであると評価がなされたことを踏まえて、見直しを進めた結果、22年2月末をもって、本政策評価の対象となるオンライン手続を停止した。</p> <p>注6：「疑わしい取引に関する届出」のオンライン手続は本政策評価の対象外である。</p>												
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>22年6月11日に開催した第20回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>												
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>「平成21年度における行政手続のオンライン化状況について」 表1 国の行政機関が扱う手続(申請・届出等手続)(警察庁ウェブサイトにおいて公表予定)</p>												
<p>評価を実施した時期</p>	<p>21年1月から22年3月までの間</p>												
<p>政策所管課</p>	<p>情報管理課</p>												